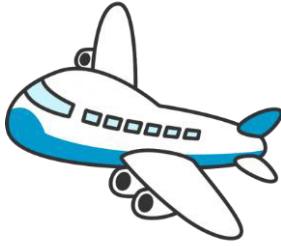


中央工学校OSAKA学生総合保障制度（学生・子ども総合保険）

中央工学校OSAKAでは、すべての学生の皆さんに対し学校生活及び学校生活外において幅広く補償する、下記の内容の保険契約に加入しております、万が一の事故の場合にも安心できる補償制度となっております。

補 償 の 内 容		補償の範囲	保険金額	
傷 害		学校管理下中の活動 + 学校管理下外の活動	死亡 後遺障害	100万円 障害の程度に応じて 4~100万円
賠 償		日常生活全般 (24時間補償) ※自動車及びバイク (原動機付自転車を含む)の所有、使用、管理 に起因するものは除く	対人・対物 共通	1億円
医 療 費 用		公的医療保険制度 における一部負担金、差額ベッド代	実費	30万円限度
ケ ガ 救 護 者 費 用		留学生本人がケガで入院した際、親族の方のお見舞いのための渡航費用 (留学生のみ)	実費	100万円限度

万が一事故が発生した場合には、速やかに事故の報告を
取扱代理店（専修総合サービス）までご連絡お願いいたします。

TEL：03-3906-5222

※万が一事故が発生した場合には次ページをご確認ください。

事故が発生した場合には下記内容をご確認ください。

- ①事故発生の日時・場所**
- ②事故の内容**
- ③相手のお名前・ご住所・連絡先**

事故報告後のお手続きの流れ

取扱代理店に事故が発生した旨の連絡をしてください。



取扱代理店より保険会社（三井住友海上社）に事故内容の報告
その際今後のお手続きをご案内します。



保険金請求書類等が保険会社より郵送されます。



請求書類を作成し、保険会社に送付いたします。



内容の確認後、指定の口座に保険金をお振込いたします。

保険約款・特約

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等の詳細については、次ページ以降をご確認ください。

学生・こども総合保険

ご契約のしおり

こども総合保険

普通保険約款・特約

はじめに

平素は格別のお引き立てをいただき、心より御礼申し上げます。この「ご契約のしおり」では「学生・こども総合保険（こども総合保険）」について、ご契約内容（約款）やご契約に伴うご注意事項など、大切なことからをご説明しています。保険証券とともにご確認のうえ大切に保管してください。

●保険証券の記載内容のご確認について

保険証券はお客さまからお申出いただきました内容や、ご確認させていただきました事項に基づいて作成しております。内容をご確認いただき、記載内容が事実と異なる場合は、ただちに代理店・扱者または当社までご連絡ください。なお、ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合せください。

- ・この「ご契約のしおり」の「第2部 保険証券の記載内容およびその見方」をご覧ください。

●ご契約後にご連絡いただきたい事項について

「学生・こども総合保険（こども総合保険）」には、ご契約後にご連絡いただきたい事項がございます。ご契約内容に変更が発生した場合や事故が起こった場合には、代理店・扱者または当社にご連絡ください。

- ・**ご契約内容に変更が発生した場合**：

この「ご契約のしおり」の「第3部 通知義務等」をご覧ください。

- ・**事故が起こった場合**：

この「ご契約のしおり」の「第1部 重要事項のご説明 しおり」の補足事項 **しおり 事故が起こった場合の手続き**をご覧ください。

【ご質問・ご要望などについて】

ご不明な点やお気づきの点がございましたら、代理店・扱者または当社までお問合せください。

「ご契約のしおり」の目次

第1部：重要事項のご説明 **しおり** の補足事項

PO11

しおり	解約日、始期日、治療、通院、入院、保険期間、満期日 用語のご説明	PO13
しおり	最低保険料について	PO14
しおり	被保険者による保険契約の解約請求について	PO14
しおり	事故が起きた場合の手続き	PO15
1	事故が起きた場合の当社へのご連絡	PO15
2	事故が起きた場合の連絡先等	PO15
3	代理請求人制度	PO15
4	保険金のご請求時にご提出いただく書類	PO16
5	保険金のお支払時期について	PO17
6	保険金請求権の時効について	PO17
しおり	無効、取消し、失効について	PO18
しおり	ご契約内容および事故報告内容の確認について	PO19

第2部：保険証券の記載内容およびその見方

PO21

第3部：通知義務等

PO25

1	通知義務と通知事項	PO26
2	通知事項以外の契約内容変更	PO26

第4部：普通保険約款

PO27

用語の説明	PO28
第1章 傷害条項	PO33
第2章 育英費用条項	PO37
第3章 賠償責任条項	PO40
第4章 基本条項	PO43

第5部：特約

PO67

「特約一覧表」「特約番号・名称相対表」については、P005以降をご参照ください。

第6部：返還保険料のお取扱いについて

P173

特約一覧表

普通保険約款にセットされる特約は、以下のとおりです。

特約には、ご契約時のお申出にかかわらず、すべてのご契約に自動的にセットされる特約（自動セット特約）と、ご契約時にお申出があり当社が引き受ける場合にセットされる特約（任意セット特約）があります。自動セット特約には **自動セット** と表示しています。

なお、保険証券の表示内容については「第2部 保険証券の記載内容およびその見方」（P. 021）をご参照ください。

1. ケガの補償に関する特約

(1) 自転車搭乗中等のみ補償特約	P068
(2) 交通事故危険のみ補償特約	P069
(3) 手術保険金対象外特約	P072
(4) 死亡保険金対象外特約	P073
(5) 入院保険金および手術保険金支払日数延長（1,000 日）特約	P073
(6) 通院保険金対象期間延長（1,000 日）特約	P073
(7) 第三者の加害行為による保険金2倍支払特約	P074
(8) 自転車搭乗中等の傷害追加支払特約	P075
(9) 運動危険等補償特約	P076
(10) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約	P076
(11) 熱中症危険補償特約	P077

2. 病気の補償に関する特約

(12) 疾病補償基本特約	P077
---------------	------

3. 補償に関するその他の特約

(13) 本人のみ補償特約（賠償責任条項用）	P089
(14) 天災危険補償特約	P089
(15) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 自動セット	P090
(16) 賠償責任条項の一部変更に関する特約	P091
(17) 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	P102
(18) 学業費用補償特約	P109
(19) 救援者費用等補償（入院ワイド型）特約	P114
(20) 借家人賠償責任補償（オールリスク）特約	P120
(21) 携行品損害補償特約	P125
(22) 新価保険特約（携行品損害補償特約用）	P132
(23) 生活用動産補償（実損補償型）特約	P134
(24) 新価保険特約（生活用動産補償特約用）	P141
(25) 疾病による学業費用補償特約	P142

(26) 保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約 （疾病による学業費用補償特約用）	P147
(27) 緊急費用補償特約	P147

4. 保険料に関する特約

(28) 一般団体こども総合保険保険料分割払特約 （猶予期間延長用）	P151
(29) 保険料支払に関する特約	P155
(30) 保険料一般分割払特約（猶予期間延長用）	P156
(31) 保険料クレジットカード払特約	P160
(32) 初回保険料口座振替特約	P162
(33) 初回保険料払込取扱票・請求書払特約	P164
(34) 初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約	P166

5. その他の特約

(35) 長期保険特約	P168
(36) 共同保険に関する特約	P170

特約番号・名称相対表

お客様のご契約には、証券表示の内容に従い、次の特約が適用されます。下表の特約番号より、特約名称と適用基準をご確認ください。
なお、特約番号欄が「一」の特約については、特約名称の50音順に掲載しています。

特約番号 (保険証券の特約欄に表示の英数字ナ番号)	特 約 名 称 適用 基 準	ページ
01	天災危険補償特約 特約欄に名称もしくは「01」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P089
12	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 特約欄に名称もしくは「12」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P102
17	保険料支払に関する特約 特約欄に名称もしくは「17」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P155
1E	携行品損害補償特約 特約欄に名称もしくは「1E」と表示、または保険金額の表示、もしくは特記事項欄に名称が表示されます。	P125
1G	学業費用補償特約 特約欄に名称もしくは「1G」と表示、または保険金額の表示、もしくは特記事項欄に名称が表示されます。	P109
1T	熱中症危険補償特約 特約欄に名称もしくは「1T」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P077
23	長期保険特約 特約欄に名称もしくは「23」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P168
24	保険料一般分割払特約（猶予期間延長用） 特約欄に名称もしくは「24」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P156

特約番号 (保険証券の特約欄に表示の英数字ナ番号)	特 約 名 称 適用基 準	ペー ジ
25	一般団体こども総合保険保険料分割払特約（猶予期間延長用） 特約欄に名称もしくは「25」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P151
2J	疾病による学業費用補償特約 特約欄に名称もしくは「2J」と表示、または保険金額の表示、もしくは特記事項欄に名称が表示されます。	P142
2K	細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約 特約欄に名称もしくは「2K」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P076
2L	入院保険金および手術保険金支払日数延長（1,000日）特約 特約欄に名称もしくは「2L」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P073
2M	通院保険金対象期間延長（1,000日）特約 特約欄に名称もしくは「2M」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P073
3E	第三者の加害行為による保険金2倍支払特約 特約欄に名称もしくは「3E」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P074
3S	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 すべてのご契約に適用されます。	P090
9H	新価保険特約（携行品損害補償特約用） 特約欄に名称もしくは「9H」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P132
9K	新価保険特約（生活用動産補償特約用） 特約欄に名称もしくは「9K」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P141
Aイ	保険料クレジットカード払特約 特約欄に名称もしくは「Aイ」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P160

特約番号 (保険証券の特約欄に表示の英数字ナ番号)	特 約 名 称 適用基準	ページ
Aク	初回保険料払込取扱票・請求書払特約	P164
	特約欄に名称もしくは「Aク」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	
AK	手術保険金対象外特約	P072
	特約欄に名称もしくは「AK」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	
HX	本人のみ補償特約（賠償責任条項用）	P089
	特約欄に名称もしくは「HX」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	
N4	緊急費用補償特約	P147
	特約欄に名称もしくは「N4」と表示、または保険金額の表示、もしくは特記事項欄に名称が表示されます。	
NX	賠償責任条項の一部変更に関する特約	P091
	特約欄に名称もしくは「NX」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	
P8	死亡保険金対象外特約	P073
	特約欄に名称もしくは「P8」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	
PW	借家人賠償責任補償（オールリスク）特約	P120
	特約欄に名称もしくは「PW」と表示、または保険金額の表示、もしくは特記事項欄に名称が表示されます。	
PX	生活用動産補償（実損補償型）特約	P134
	特約欄に名称もしくは「PX」と表示、または保険金額の表示、もしくは特記事項欄に名称が表示されます。	
PY	救援者費用等補償（入院ワイド型）特約	P114
	特約欄に名称もしくは「PY」と表示、または保険金額の表示、もしくは特記事項欄に名称が表示されます。	

特約番号 (保険証券の特約欄に表示の英数字ナ番号)	特 約 名 称 適用基 準	ペー ジ
QL	初回保険料口座振替特約 特約欄に名称もしくは「QL」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P162
QR	保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約（疾病による学業費用補償特約用） 特約欄に名称もしくは「QR」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P147
Rイ	交通事故危険のみ補償特約 特約欄に名称もしくは「Rイ」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P069
RL	自転車搭乗中等のみ補償特約 特約欄に名称もしくは「RL」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P068
SR	運動危険等補償特約 特約欄に名称もしくは「SR」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P076
TC	自転車搭乗中等の傷害追加支払特約 特約欄に名称もしくは「TC」と表示、または特記事項欄に名称が表示されます。	P075
—	共同保険に関する特約 保険証券または保険証券に添付した共同保険契約分担表に、共同保険の分担会社および分担割合または分担会社それぞれの保険金額が表示されている場合に適用されます。	P170
—	疾病補償基本特約 保険金額の表示がある場合、または特記事項欄に名称の表示のある場合に適用されます。	P077
—	初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約 払込方法が請求書払方式で、初回保険料払込取扱票・請求書払特約がセットされている場合に適用されます。	P166

第1部

重要事項のご説明 しおりの補足事項

「重要事項のご説明」において
しおりマークを記載した事項をご確認
ください。

「重要事項のご説明」 しおり マークの項目について

「重要事項のご説明」において、この「ご契約のしおり」に記載することとしていたしおりの項目について、以下のとおりご説明します。

『重要事項のご説明』表紙



*イメージは実物と異なる場合があります。

用語のご説明

しおり 解約日、始期日、治療、通院、入院、
保険期間、満期日

詳しくは P.013

しおり 最低保険料について

詳しくは P.014

しおり 被保険者による保険契約の 解約請求について

詳しくは P.014

しおり 事故が起こった場合の手続き

詳しくは P.015

- 1 事故が起こった場合の当社へのご連絡 P.015
- 2 事故が起こった場合の連絡先等 P.015
- 3 代理請求人制度 P.015
- 4 保険金のご請求時にご提出いただく書類 P.016
- 5 保険金のお支払時期について P.017
- 6 保険金請求権の時効について P.017

しおり 無効、取消し、失効について

詳しくは P.018

しおり ご契約内容および事故報告内容の 確認について

詳しくは P.019

用語のご説明

しおり 解約日、始期日、治療、通院、入院、保険期間、満期日

下表では、「重要事項のご説明」およびこの「ご契約のしおり（第1部）」に記載されている用語をご説明しています。「重要事項のご説明」に記載の「用語の説明」とあわせてご確認ください。

しおり 用語	ご説明
解約日	保険期間の中途中で保険契約が解約された日をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診療を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。 ※柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
満期日	保険期間の末日をいいます。

しおり 最低保険料について

- ・この保険契約の最低保険料は1,000円となります。さらに、団体割引を適用する場合は、所定の最低保険料が適用されます。
- ・保険契約が失効となる場合、または保険契約を解約される場合、払込みいただいた保険料が1,000円未満のときは、1,000円との差額を払込みいただく必要があります。ただし、分割払契約の場合および保険契約の中途更改に伴う保険料返還の場合は除きます。

しおり 被保険者による保険契約の解約請求について

☞ こども総合保険普通保険約款第4章基本条項第12条(P.047)

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に對しこの保険契約を解約することを求めることができます。この場合、保険契約者は、当社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②以下に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・保険契約者または保険金を受け取るべき方が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとした場合
 - ・保険金を受け取るべき方が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事がらを発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分とします。

しおり 事故が起こった場合の手続き

① 事故が起こった場合の当社へのご連絡

事故が起こった場合は、30日以内にご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

② 事故が起こった場合の連絡先等

(1) 30日以内にご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く
0120-258-189 (無料)

(2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

(3) 賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故に関わる示談交渉・損害賠償請求権の委任等は、必ず当社と相談のうえ、おすすめください。なお、あらかじめ当社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできることなどがありますのでご注意ください。

【示談交渉サービス】

日本国内において発生した賠償責任条項のお支払いの対象となる賠償事故（受託物の損壊、紛失または盗難を除きます。）について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、当社は原則として被保険者のために示談交渉をお受けします。また、日本国内において発生した賠償事故（受託物の損壊、紛失または盗難を除きます。）で賠償責任保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を当社へ直接請求することもできます。

【示談交渉を行うことができない主な場合】

- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合
- ・相手の方が当社との交渉に同意しない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
- ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

(4) 携行品、生活用動産、受託物賠償責任を補償するご契約の場合、対象となる盗難事故が発生したときは、遅滞なく警察に届け出してください。

③ 代理請求人制度

重度の後遺障害が発生し意思能力を喪失した等、被保険者または損害賠償請求権者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合は、これらの方の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金または損害賠償額を請求できることがあります（「代理請求人制度」）。^(注) 詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注) 「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者または損害賠償請求権者が保険金または損害賠償額を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

4 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は代理店・扱者または当社までご相談ください。

- ※1 ご提出いただく書類には●を付しています。「一」が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。
- ※2 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。
- ※3 損害賠償請求権者が当社に損害賠償額を直接請求する場合は、次表の「相手への賠償」に●を付した書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。
- ※4 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類		補償種類			
	書類の例	するが 補に 償関	する病 気補に 償関	賠相 手へ の	補償 の他 (*)
(1) 当社所定の保険金請求書	当社所定の保険金請求書	●	●	●	●
(2) 当社が保険金の支払事由の発生有無、保険金が支払われない事由に該当する事実の有無、損害の程度を確認するために必要な書類	当社所定の同意書（医師や公の機関に照会し説明を求めるについての同意を含みます。）、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書 等	●	●	●	●
(3) 被保険者またはその代理人（親権者、代理請求人、相続人等）の保険金請求であることを確認するための書類	住民票、健康保険証（写）、戸籍謄本、戸籍抄本、委任状、印鑑証明書、商業登記簿謄本、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 等	●	●	●	●
(4) 診断書、診療状況申告書、治療等に要した費用の領収書およびその他費用の額を示す書類	当社所定の診断書、診療状況申告書、入院(・通院)状況申告書、診療報酬明細書、治療費の領収書、診療明細書 等	●	●	—	—
(5) 公の機関(やむを得ない場合には第三者)等の事故証明書	警察署・消防署等の公の機関、交通機関、医療機関、施設管理者、勤務先等の事故証明書 等	●	—	●	●
(6) 死亡診断書または死体検案書、戸籍謄本	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連續性が確認できる戸籍謄本、除籍謄本 等	●	—	—	●
(7) 後遺障害診断書および他の後遺障害の内容・程度を示す書類	当社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害の内容・程度を示す書類 等	●	—	—	—

保険金のご請求に必要な書類	書類の例	補償種類			
		するが 補に 償関	する病 気補に 償関	賠相 手への の	そ の他
(8) 損害賠償の額、費用の額および損害賠償請求権者等を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、治療費の領収書、休業損害証明書、源泉徴収票、戸籍謄本 等				
①他人の身体障害の程度、損害額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、建物登記簿謄本、賃貸借契約書、決算書類、事故前後の売上計画・実績 等	—	—	●	—
②他人の財物損壊（損壊財物の使用不能による間接損害を含む）の程度、損害額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類	示談書、判決書、当社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書、争訟費用等に関する領収書の明細 等				
③損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払または保険金の支払に関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類					
(9) その他必要に応じて当社が求める書類					
①他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、保険会社等からの支払通知書、労災支給決定通知 等	●	—	●	●
②保険の対象の価額を確認する書類	取得時の領収書 等				

(*) 生活用動産に関する補償、携行品に関する補償などをいいます。

5 保険金のお支払い時期について

当社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(注1)を終えて保険金をお支払いします。^(注2)

(注1) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注2) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

6 保険金請求権の時効について

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

しおり 無効、取消し、失効について

☞ こども総合保険普通保険約款第4章基本条項第7条～第9条(P.045)

☞ こども総合保険普通保険約款第4章基本条項第15条～第16条 (P.048～049)

(1) 以下のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。

①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合

②被保険者の法定相続人以外の方を死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を傷害条項の被保険者とする保険契約について、その被保険者の同意を得なかった場合

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。

(3) 被保険者が死亡^(注)した場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(注) 死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険部分の保険料は返還できません。

(4) 以下のいずれかの場合は、育英費用に関する補償が失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

①育英費用保険金を支払った場合

②被保険者が独立して生計を営むようになった場合

③被保険者が特定の個人により扶養されなくなった場合

しおり ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における保険犯罪の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人 日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には利用しません。ご不明の点は、当社までお問い合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

第2部

保険証券の 記載内容および その見方

ご契約後に保険証券をお送りしています。お手元に届きましたら保険証券に記載された内容をご確認ください。なお、ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合せください。

保険証券の記載事項について

1 保険契約者の住所、氏名、保険種類
および保険期間をご確認ください。

2 「被保険者」欄をご確認ください。

「被保険者」は補償の対象となる方または補償を受けられる方です。氏名やその職業・職務に誤りがあった場合には、保険金が支払われない場合がありますので、「被保険者」の住所、氏名および「職業・職務」の記載をご確認ください。

ご契約条件や、セットされる特約により、被保険者の範囲が異なる場合があります。

被保険者（補償の対象となる方または補償を受けられる方）については、普通保険約款・特約をご確認ください。

なお、ご不明な点については、代理店・扱者または当社までお問合せください。

3 「保険金受取人」欄をご確認ください。

保険金受取人を記載しておりますのでご確認ください。

4 「保険料払込方法」「保険料払込期日」「保険料」欄をご確認ください。

(1) 保険料を分割して払込みいただく場合、第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までに払込みください。払込猶予期間（保険料払込期日の翌月末日^(注)）までに分割保険料の払込みがない場合には、その保険料払込期日の翌日以後に生じた保険金支払事由については保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(注) 保険料の払込方法が口座振替のご契約の場合は、保険料が払い込まれなかったことについて故意または重大な過失がなかったときは、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。ただし、この場合は保険料払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。

(2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が生じ、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

(3) 初回保険料を口座振替で払込みいただく場合、保険料は保険期間の開始する月の翌月に振り替えられますので、振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができない場合には、保険金をお支払いしないことがあります。初回保険料の引き落とし前に事故が発生した場合は、原則として、代理店・扱者または当社へ初回保険料を

払い込んでください。当社にて初回保険料の払込みを確認させていただいた後、保険金をお支払いします。

5

補償内容と保険金額がお申込内容と相違ないことをご確認ください。

保険金額の設定がある場合は保険金額が表示されます。補償内容と保険金額がお申込内容と相違ないことをご確認ください。

団体契約の場合は、団体割引欄についてもご確認ください。

ご確認内容

保険金の種類、保険契約にセットされた特約の名称、保険金額および免責金額^(注)等をご確認ください。

(注) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

6

共同保険表示をご確認ください。

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は保険金額または引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

また、当社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

第3部

通知義務等

ご契約後、ご連絡をいただく必要がある事項について説明しています。

1

通知義務と通知事項

☞ こども総合保険普通保険約款第4章基本条項第5条 (P.044)

- (1) ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

被保険者が職業・職務を変更した場合 (注)

(注) 「自転車搭乗中等のみ補償特約」または「交通事故危険のみ補償特約」をセットする場合を除きます。

- (2) 被保険者が職業・職務を変更した場合で、以下の「職業・職務」に変更した場合、保険期間の中途であってもご契約を解除することがあります。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます）、力士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

2

通知事項以外の契約内容変更

☞ こども総合保険普通保険約款第2章育英費用条項第6条(P.040)

☞ こども総合保険普通保険約款第4章基本条項第6条 (P.045)

次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ①保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ②特約の追加等、契約条件を変更する場合
- ③（育英費用条項を補償する契約のみ）扶養者の変更が発生した場合

第4部

普通保険約款

普通保険約款は、基本となる補償内容および契約手続き等に関する原則的な事項を定めたものです。こども総合保険の基本となる補償内容を定めた「傷害条項」「育英費用条項」「賠償責任条項」と、これらに共通の事項や保険料の払込み、告知・通知義務など契約手続き等に関する事項および保険金の請求に関する事項を定めた「基本条項」から成り立っています。

実際のご契約においては、ご契約時にご契約条件を定める際にお選びいただいた補償内容に応じた条項と基本条項が適用されます。適用される補償内容は保険証券の表示によりご確認ください。

こども総合保険 普通保険約款

「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に適用される特約において用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に適用される特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。
(五十音順)

	用語	説明
い	医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
	医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
	育英費用保険金	育英費用条項により補償される損失が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
	育英費用保険金額	育英費用条項により補償される損失が発生した場合に、当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の育英費用保険金額をいいます。
う	運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（注）のみに起因するものを除きます。 (注) 情報の流布には、特定の者への伝達を含みます。
お	オンライン診療	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表におけるオンライン診療料の算定対象となる診療行為をいいます。
か	解除	当社からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
	解約	保険契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。ただし、基本条項第12条（被保険者による保険契約の解約請求）(3)および(4)の規定においては、被保険者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
き	既経過期間	始期日から既に経過した期間をいいます。
	危険	傷害、損失または損害の発生の可能性をいいます。
	軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス（注）をいいます。なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 (注) ガイドウェイバスとは、専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイド

		に沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
競技等		<p>競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。</p> <p>（注1）競技、競争、興行には、いすれもそのための練習を含みます。</p> <p>（注2）試運転とは、性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。</p>
け	けい 頸部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者または扶養者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者または扶養者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
	公的医療保険制度	<p>次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
し	歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
	始期日	保険期間の初日をいいます。
	事故	<p>次の事故をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 傷害条項においては、傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故 ② 育英費用条項においては、育英費用条項第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故 ③ 賠償責任条項においては、賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故 ④ 基本条項においては、上記①から③までに規定する事故
	死体の検案	死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
	失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に

	向かって失うことをいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
死亡・後遺障害保険金額	傷害条項により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者または死亡保険金受取人に支払うべき保険金の基準となる額であって、保険証券に死亡・後遺障害保険金額として記載された額をいいます。
住宅	本人の居住の用に供される住宅（注）をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 （注）住宅には、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
手術	<p>次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 <p>② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3）</p> <p>（注1）手術料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</p> <p>（注2）先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。</p> <p>（注3）先進医療に該当する診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>
傷害	<p>急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った障害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（注）を含みます。ただし、次のいずれかに該当するものを含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 細菌性食中毒 ② ウィルス性食中毒 <p>（注）中毒症状には、継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。</p>
傷害保険金	傷害条項により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者または死亡保険金受取人に支払うべき金銭であって、死亡保険金、後遺障害保険金（注）、入院保険金、手術保険金およ

		び通院保険金をいいます。 (注) 後遺障害保険金には、傷害条項第6条（後遺障害保険金の追加支払）に規定する後遺障害保険金の追加支払を含みます。
乗用具		自動車等、モーター・ポート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) モーター・ポートには、水上オートバイを含みます。
親族		6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
身体の障害		生命または身体を害することをいいます。
そ	損壊	滅失、破損または汚損をいい、それぞれの定義は次のとおりとします。 ① 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。 ② 破損とは、財物が壊れることをいいます。 ③ 汚損とは、財物が汚れることまたは傷むことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。
た	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 (注) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。
つ	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診療を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。
	通院保険金日額	傷害条項により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき保険金の基準となる額であって、保険証券に通院保険金日額として記載された額をいいます。
て	訂正の申出	告知事項について書面をもって訂正を申し出ることであって、基本条項第4条（契約時に告知いただく事項一告知義務）(3)③またはこの普通保険約款に適用される特約に規定する訂正の申出をいいます。
と	特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合のその補充・変更の内容を定めたものです。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
	入院保険金日額	傷害条項により補償される傷害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき保険金の基準となる額であって、保険証券に入院保険金日額

		として記載された額をいいます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
	賠償責任保険金	賠償責任条項により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
	賠償責任保険金額	賠償責任条項により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の賠償責任保険金額をいいます。
ひ	被保険者	傷害条項においてはこの保険契約により補償の対象となる者、育英費用条項および賠償責任条項においてはこの保険契約により補償を受ける者であって、保険証券記載の者（注）をいいます。 (注) 保険証券記載の者には、賠償責任条項および基本条項においては、賠償責任条項第2条（補償の対象となる方—被保険者）(1)②から⑥までに規定する者を含みます。
ふ	普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
	扶養者	被保険者を扶養する者で保険証券の扶養者欄に記載された者をいい、育英費用条項第6条（契約後に扶養者が変更となった場合）の規定による扶養者の変更の通知があった場合は、変更後の扶養者をいいます。
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	法律上の損害賠償責任	民法（明治29年法律第89号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。
	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	この保険契約により補償される傷害、損失または損害が発生した場合に、当社が被保険者または死亡保険金受取人に支払うべき金銭であって、傷害保険金、育英費用保険金、賠償責任保険金およびこの普通保険約款に適用される特約に規定する保険金をいいます。
	保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
	本人	保険証券記載の被保険者をいいます。

ま	満期日	保険期間の末日をいいます。
み	未経過期間	満期日までの残存期間をいいます。
む	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第1章 傷害条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この条項および基本条項の規定に従い傷害保険金を支払います。
- (2)当社は、本条(1)の傷害保険金のうち、保険証券に保険金額または保険金日額が記載されたものについて支払います。ただし、死亡保険金および後遺障害保険金については保険証券に死亡・後遺障害保険金額が記載された場合、手術保険金については保険証券に入院保険金日額が記載された場合に支払います。

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）、被保険者または被保険者の親権者もしくは後見人の故意または重大な過失
 - ② 本条①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、傷害保険金を支払わるのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 被保険者が法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 当社が傷害保険金を支払うべき傷害の治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に

による事故

- (12) 本条(1)⑨から⑪までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故

- (13) 本条(1)⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(2)当社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害保険金を支払いません。

- ① 被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなるときでも、傷害保険金を支払いません。

- ② 被保険者の入浴中の溺水（注6）。ただし、入浴中の溺水（注6）が、当社が保険金を支払うべき傷害によって発生した場合には、傷害保険金を支払います。

- ③ 被保険者の誤嚥（注7）によって発生した肺炎。この場合、誤嚥（注7）の原因がいかなるときでも、傷害保険金を支払いません。

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。

（注4）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

（注5）核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

（注6）溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

（注7）誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

第3条（保険金を支払わない場合－その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被った傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、本条②ウ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、本条②ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（死亡保険金の計算）

(1)当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(2)基本条項第26条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3)基本条項第26条（死亡保険金受取人の変更）(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険

金受取人に支払います。

第5条（後遺障害保険金の計算）

(1)当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{後遺障害保険金の額}} = \boxed{\text{死亡・後遺障害保険金額}} \times \boxed{\text{別表2のそれぞれの等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}$$

(2)本条(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、本条(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3)別表2のそれぞれの等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、それぞれの等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4)同一事故により、2種以上の後遺障害が発生した場合には、当社は、死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

- ① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
- ② 本条(4)①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ 本条(4)①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ 本条(4)①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

(5)既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金支払割合}} = \boxed{\text{別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}$$

(6)本条(1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。

第6条（後遺障害保険金の追加支払）

当社は、第5条（後遺障害保険金の計算）の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被った事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、次の算式によって算出した額を追加して被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{追加して支払う額}} = \boxed{\text{当社が支払った後遺障害保険金の額}} \times \boxed{\text{保険証券記載の後遺障害追加支払倍数}}$$

第7条（入院保険金および手術保険金の計算）

(1)当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{入院保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数（注1）}}$$

(2)本条(1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。

(3)被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては入院保険金を支払いません。

(4)当社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限り手術保険金を支払います（注3）。

① 入院中（注4）に受けた手術の場合

$$\boxed{\text{手術保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times 10$$

② 本条(4)①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{手術保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times 5$$

(注1) 入院した日数は、180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(注2) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(注3) 1事故に基づく傷害に対して本条(4)①および②の手術を受けた場合は、本条(4)①の算式によります。

(注4) 入院中とは、第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第8条（通院保険金の計算）

(1)当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{通院保険金の額}} = \boxed{\text{通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院した日数（注1）}}$$

(2)被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表3に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等（注2）を常時装着したときは、その日数について、本条(1)の通院をしたものとみなします。

(3)当社は、本条(1)および(2)の規定にかかわらず、第7条（入院保険金お

より手術保険金の計算)の入院保険金を支払うべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4)被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては通院保険金を支払いません。

(注1) 通院した日数は、90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(注2) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。

第9条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1)被保険者が被った第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害が次のいずれかの影響により重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- ① 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病的影響
- ② 被保険者が傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病的影響

(2)正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害が重大となった場合も、本条(1)と同様の方法で支払います。

第2章 育英費用条項

第1条（保険金を支払う場合）

(1)当社は、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によって、その身体に傷害を被り、その直接の結果として、次のいずれかに該当する状態になった場合には、それによって扶養者に扶養されなくなることにより被保険者が被った損失に対して、この条項および基本条項の規定に従い育英費用保険金を被保険者に支払います。

- ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
- ② 本条(1)①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生し、その後遺障害が別表2の第2級に掲げる保険金支払割合以上の保険金支払割合に認定された場合
- ③ 本条(1)①および②以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表2の第3級(3)または(4)に掲げる後遺障害が発生した場合

(2)本条(1)の規定にかかわらず、扶養者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の

診断に基づき後遺障害の程度を認定します。

- (3)別表2のそれぞれの等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、それぞれの等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなし、後遺障害の程度を認定します。
- (4)同一事故により、2種以上の後遺障害が発生した場合の保険金支払割合は、次に掲げるものとします。
- ① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
 - ② 本条(4)①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
 - ③ 本条(4)①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する別表2に定める保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ 本条(4)①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
- (5)既に後遺障害のある扶養者が本条(1)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した割合を保険金支払割合とします。

$$\text{保険金支払割合} = \frac{\text{別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}$$

(6)この条項は、保険証券に育英費用保険金額が記載された場合に適用されます。

第2条（支払保険金の計算）

当社が支払う保険金の額は、損失の額（注）とします。

（注）この条項における損失の額は、育英費用保険金額とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した扶養者の傷害による第1条（保険金を支払う場合）(1)の損失に対しては、育英費用保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）、被保険者または扶養者の故意または重大な過失
 - ② 本条(1)①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、育英費用保険金を支払わるのはその者が受け取るべき金額に限りります。
 - ③ 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ④ 扶養者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 扶養者が法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 扶養者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 扶養者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ⑤ 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 当社が育英費用保険金を支払うべき傷害の治療以外の扶養者に対する外科的手術その他の医療処置
 - ⑧ 扶養者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ 本条(1)⑨から⑪までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑬ 本条(1)⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (2)当社は、扶養者が第1条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当した時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合には、育英費用保険金を支払いません。
- (3)当社は、次のいずれかに該当する事由によって、扶養者が第1条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当した場合の損失に対しては、育英費用保険金を支払いません。
- ① 扶養者の入浴中の溺水（注6）。ただし、入浴中の溺水（注6）が、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害によって発生した場合を除きます。
 - ② 扶養者の誤嚥（注7）によって発生した肺炎。この場合、誤嚥（注7）の原因がいかなるときでも、育英費用保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (注7) 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、支払限度額（注2）を超えるときは、当社は、次表に定める額を育英費用保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払限度額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払すべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 支払限度額とは、この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額をいいます。

第5条（死亡の推定）

扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお扶養者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、扶養者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害によって死亡したものと推定します。

第6条（契約後に扶養者が変更となった場合）

保険契約締結の後、被保険者を扶養する者が変更になった場合は、保険契約者または被保険者が、遅滞なく、その旨を当社に通知したときは、新たな扶養者について、この条項を適用します。

第3章 賠償責任条項

第1条（保険金を支払う場合）

(1)当社は、日本国内もしくは国外において発生した次に掲げる事故により、被保険者が他人の身体の障害もしくは他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害、または日本国内において発生した次に掲げる事故により、被保険者が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この条項および基本条項の規定に従い、賠償責任保険金を被保険者に支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故

(2)この条項は、保険証券に賠償責任保険金額が記載された場合に適用されます。

（注）日常生活には、住宅以外の不動産の所有、使用または管理を含みません。

第2条（補償の対象となる方—被保険者）

(1)この条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 本人
- ② 本人の親権者およびその他の法定の監督義務者
- ③ 本人の配偶者
- ④ 次のいずれかに該当する者と同居の本人またはその配偶者の親族
 - ア. 本人
 - イ. 本人の親権者
 - ウ. 本人の配偶者

⑤ 本条④ア. からウ.までのいずれかに該当する者と別居の本人またはその配偶者の未婚の子

⑥ 本条①から⑤までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注）。ただし、その責任無能力者に関する第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故に限ります。

(2)本条の本人とその親権者もしくは配偶者との続柄または本人、その親権者もしくは配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(3)この条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当社の支払うべき賠償責任保険金の限度額が増額されるものではありません。

（注）責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。なお、親族とは、

6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ 本条④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 本条②から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

（注2）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

（注3）核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

（1）当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族（注2）に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両（注3）または銃器（注4）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑩ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任

（2）被保険者が第2条（補償の対象となる方－被保険者）（1）⑥に規定する者である場合は、本条（1）①から④までおよび⑥の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

（注1）不動産には、住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

（注2）親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

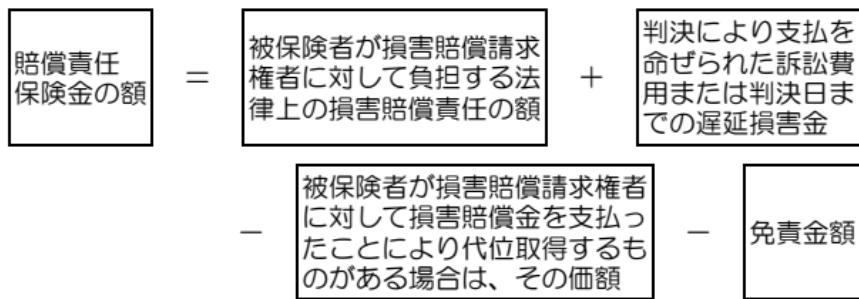
（注3）船舶・車両には、原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

（注4）銃器には、空気銃を含みません。

第5条（支払保険金の計算）

（1）1回の事故につき当社の支払う賠償責任保険金の額は、次の算式によって

算出される額とします。ただし、賠償責任保険金額を限度とします。



(2)当社は、本条(1)に定める賠償責任保険金に加えて、次表に掲げる費用(注1)の合計額を賠償責任保険金として支払います。なお、これらの費用(注1)については、その全額を支払います。

費用	説明
① 損害防止費用	基本条項第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(3)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	基本条項第18条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(3)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。
③ 緊急措置費用	第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故により他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用をいいます。
④ 示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および基本条項第19条(損害賠償の請求を受けた場合の特則)(2)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用(注2)、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。

(注1) 費用来を支出する際の措置・手続きを行うことによって得られなくなった収入は含まれません。

(注2) 訴訟費用には、本条(1)に規定する判決により支払を命ぜられた訴訟費用を含みません。

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次表に定める額を賠償責任保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
②　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

（注1）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第4章 基本条項

第1条（補償される期間－保険期間）

- (1)この保険契約で補償される期間は、始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終わります。ただし、保険証券の保険期間欄にこれと異なる開始時刻または終了時刻が記載されている場合は、それぞれその時刻に始まり終わるものとします。
- (2)本条(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第2条（保険料の払込方法）

- (1)保険契約者は、この普通保険約款に適用される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に適用される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。
- (2)保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に適用される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に発生した事故による傷害、損失または損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、この普通保険約款に適用される特約で別に定める場合を除き、日本国内または国外において被った傷害、損失または損害に対して保険金を支払います。

第4条（契約時に告知いただく事項－告知義務）

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2)当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもっ

て、この保険契約を解除することができます。

(3)本条(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① 本条(2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
- ③ 保険契約者または被保険者が、事故によって傷害、損失または損害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がその訂正を承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、当社はその訂正を承認するものとします。

④ 次のいずれかに該当する場合

- ア. 当社が本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合

イ. 保険契約締結時から5年を経過した場合

(4)本条(2)の規定による解除が傷害、損失または損害の原因となる事故が発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5)本条(4)の規定は、本条(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害、損失または損害については適用しません。

（注）当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第5条（契約後に通知いただく事項－通知義務）

(1)保険契約締結の後、傷害条項の被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

(2)職業に就いていない傷害条項の被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた傷害条項の被保険者がその職業をやめた場合も本条(1)と同様とします。

(3)保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく本条(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率（注1）が変更前料率（注2）よりも高いときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注3）があった後に発生した事故による傷害に対しては、次の算式によって算出した割合により、傷害保険金を削減して支払います。

$$\text{割合} = \frac{\text{変更前料率（注2）}}{\text{変更後料率（注1）}}$$

(4)本条(3)の規定は、当社が、本条(3)の規定による傷害保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から傷害保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1ヶ月を経過した場合または職業または職務の変更の事実（注3）があった時から5年を経過した場合には適用しません。

(5)本条(3)の規定は、職業または職務の変更の事実（注3）に基づかずに発生した傷害については適用しません。

(6)本条(3)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注3）が発生し、この保険契約の引受範囲（注4）を超えることとなった場合には、

当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(7)本条(6)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注3）が発生した時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、当社は、傷害保険金を支払いません。この場合において、既に傷害保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) 変更後料率とは、変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注2) 変更前料率とは、変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 職業または職務の変更の事実とは、本条(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注4) 引受範囲とは、保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第6条（保険契約者の住所変更）

保険契約締結の後、保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第7条（保険契約の無効）

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を傷害条項の被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかつたとき。

（注）死亡保険金受取人を定める場合には、傷害条項の被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を含みません。

第8条（保険契約の失効）

(1)保険契約締結の後、被保険者（注）が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

(2)保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事由が発生した場合には、育英費用条項は効力を失います。

- ① 当社が育英費用保険金を支払った場合
- ② 被保険者（注）が独立して生計を営むようになった場合
- ③ 被保険者（注）が特定の個人により扶養されなくなった場合

（注）被保険者とは、傷害条項および育英費用条項における被保険者をいいます。

第9条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第10条（保険契約者からの保険契約の解約）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。

第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として事故を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ 本条(1)①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、本条(1)①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。
- (2)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除（注2）することができます。
- ① 被保険者が、本条(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に発生した傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、本条(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- (3)傷害保険金および次のいずれかに該当するこの保険契約に適用される特約の保険金の場合、本条(1)または(2)の規定による解除が事故（注3）の発生した後になされたときであっても、第13条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)①もしくは②の事由が発生した時以後に発生した事故（注3）による傷害、損失または損害に対しては、当社は、保険金（注4）を支払いません。この場合において、既に保険金（注4）を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- ① 被保険者の傷害または疾病（注5）に対して一定額を支払うもの
 - ② 被保険者の傷害または疾病によってその被保険者が被った損害（注6）に対して保険金を支払うもの
- (4)育英費用保険金、賠償責任保険金および本条(3)①または②のいずれにも該当しないこの保険契約に適用される特約の保険金の場合、本条(1)または(2)の規定による解除が事故の発生した後になされたときであっても、第13条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条(1)①から⑤までの事由または本条(2)①もしくは②の事由が発生した時以後に発生した事故による損失または損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5)育英費用保険金、賠償責任保険金および本条(3)①または②のいずれにも該当しないこの保険契約に適用される特約の保険金の場合において、保険

契約者または被保険者が本条(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより本条(1)または(2)の規定による解除がなされたときには、本条(4)の規定は、次の損失または損害については適用しません。

- ① 本条(1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に発生した損失または損害
- ② 本条(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額についての損害

(注1) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

(注2) 解除する範囲は、その被保険者に係る部分とします。

(注3) 事故とは、本条(2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に発生した事故をいいます。

(注4) 保険金は、本条(2)②の規定による解除がなされた場合、保険金を受け取るべき者のうち、本条(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

(注5) 傷害または疾病には、死亡を含みます。

(注6) 損害には、損失および費用を含みます。

第12条（被保険者による保険契約の解約請求）

(1) 傷害条項の被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当する事由があるときには、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約を解約（注）することを求めることができます。

- ① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかったとき。
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(1)①または②に該当する行為のいずれかがあったとき。
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当するとき。
- ④ 第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(1)④に規定する事由が発生したとき。
- ⑤ 本条(1)②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、本条(1)②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき。
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。

(2) 保険契約者は、本条(1)①から⑥までの事由がある場合において、傷害条項の被保険者から本条(1)に規定する解約請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険契約を解約（注）しなければなりません。

(3) 本条(1)①の事由がある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約を解約（注）することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(4) 本条(3)の規定によりこの保険契約が解約（注）された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) 解約する範囲は、その被保険者に係る部分とします。

第13条（保険契約の解約・解除の効力）

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・通知義務の場合）

- (1) 第4条（契約時に告知いただく事項－告知義務）(1)の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (2) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が発生した時以降の期間（注4）に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (3) 当社は、保険契約者が本条(1)または(2)の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（注5）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) 本条(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、本条(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) 本条(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、本条(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に発生した事故による傷害に対しては、次の算式によって算出した割合により、傷害保険金を削減して支払います。

$$\text{割合} = \frac{\text{変更前料率（注2）}}{\text{変更後料率（注3）}}$$

- (6) 本条(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (7) 本条(6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による傷害、損失または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (注1) 職業または職務の変更の事実とは、第5条（契約後に通知いただく事項－通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (注2) 変更前料率とは、変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注3) 変更後料率とは、変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (注4) 職業または職務の変更の事実が発生した時以降の期間とは、保険契約者または被保険者の申出に基づく、第5条（契約後に通知いただく事項－通知義務）(1)または(2)の変更の事実が発生した時以降の期間をいいます。
- (注5) 追加保険料の払込みを怠った場合とは、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合をいいます。

第15条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第7条（保険契約の無効）①の規定により、保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が第8条（保険契約の失効）(1)の規定により失効となる場合には、当社は、次の算式によって計算した額を返還します。ただし、傷害条項第4条（死亡保険金の計算）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によっ

て被保険者が死亡した場合には、傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する傷害を被ったことを支払事由とする保険金に対応する保険料を返還しません。

保険料 – **既経過期間に対し月割によって計算した保険料**

(3)第8条（保険契約の失効）(2)の規定により育英費用条項が失効となる場合には、当社は、育英費用条項の保険料について、次のとおり取り扱います。

① 保険期間が1年以下の保険契約の場合には、次のとおり取り扱います。

ア. 第8条（保険契約の失効）(2)①の場合には、既に払い込まれた保険料は返還しません。

イ. 第8条（保険契約の失効）(2)②または③の場合には、次の算式によって計算した額を保険契約者に返還します。

保険料 – **既経過期間に対し月割によって計算した保険料**

② 保険期間が1年を超える保険契約の場合には、失効した日（注1）の属する契約年度（注2）に対する保険料については、本条(3)①の規定によることとし、その後の契約年度（注2）に対する保険料については、その全額を返還します。

(注1) 失効した日は、第8条（保険契約の失効）(2)①の規定による失効の場合においては、「育英費用保険金を支払う原因となった事故の発生の日」とします。

(注2) 契約年度とは、初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、始期日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

第16条（保険料の返還－取消しの場合）

第9条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第17条（保険料の返還－解除または解約の場合）

保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次表のとおりとします。

区分	保険料の返還
① 第4条（契約時に告知いただく事項－告知義務）(2)、第5条（契約後に通知いただく事項－通知義務）(6)、第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(1)または第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・通知義務の場合）(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式によって計算した額を返還します。 保険料 – 既経過期間に対し月割によって計算した保険料
② 第10条（保険契約者からの保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険	

契約を解約した場合	
③ 第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(2)の規定により、当社がこの保険契約を解除（注1）した場合	
④ 第12条（被保険者による保険契約の解約請求）(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約を解約（注2）した場合	
⑤ 第12条（被保険者による保険契約の解約請求）(3)の規定により、被保険者がこの保険契約を解約（注2）した場合	

（注1）解除する範囲は、その被保険者に係る部分とします。

（注2）解約する範囲は、その被保険者に係る部分とします。

第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の扱い）

(1)被保険者が傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次に掲げる義務を履行しなければなりません。

① 傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知すること。

(2)育英費用条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の損失が発生したことを知った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次に掲げる義務を履行しなければなりません。

① 損失の原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは扶養者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知すること。

③ 他の保険契約等の有無および内容（注1）について遅滞なく当社に通知すること。

④ 本条(2)①から③までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠と

なるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(3)賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故により他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能が発生したことを知った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次に掲げる義務を履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。

ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称

イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称

ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

③ 他人に損害賠償の請求（注2）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続きをすること。

④ 損害賠償の請求（注2）を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。

⑤ 損害賠償の請求（注2）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、これを遅滞なく当社に通知すること。

⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注1）について遅滞なく当社に通知すること。

⑦ 本条(3)①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(4)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく本条(1)から(3)までに掲げる義務に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① 本条(1)、(2)または(3)②、⑤、⑥もしくは⑦の義務に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額

② 本条(3)①の義務に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

③ 本条(3)③の義務に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注2）をすることによって取得することができたと認められる額

④ 本条(3)④の義務に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(5)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)、(2)もしくは(3)②の通知について事実と異なることを告げた場合はまたは本条(1)、(2)もしくは(3)⑦の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

(注2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第19条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）

(1)当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。

(2)本条(1)の場合には、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(3)被保険者が正当な理由がなく本条(2)の規定による協力に応じない場合は、本条(1)の規定は適用しません。

第20条（先取特権）

- (1)賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故による他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
- (2)当社は、次のいずれかに該当する場合に、賠償責任保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に賠償責任保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3)保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または本条(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権には、賠償責任条項第5条（支払保険金の計算）(2)の費用に対する保険金請求権を含みません。

第21条（保険金の請求）

- (1)当社に対する保険金請求権は、次に掲げる時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が発生した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時。ただし、追加して支払う後遺障害保険金については、後遺障害保険金の支払が確定し、かつ傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被ってからその日を含めて180日を経過した時とします。
 - ③ 入院保険金については、被保険者が被った傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 手術保険金については、被保険者が傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
 - ⑤ 通院保険金については、被保険者が被った傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ⑥ 育英費用保険金については、育英費用条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の損失が発生した時
 - ⑦ 賠償責任保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表4に掲げる書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければ

なりません。

(3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② 本条(3)①に規定する者がいない場合または本条(3)①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 本条(3)①および②に規定する者がいない場合または本条(3)①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、本条(3)①以外の配偶者（注）または本条(3)②以外の3親等内の親族

(4)本条(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5)当社は、事故の内容、損害の額または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(5)の規定に違反した場合または本条(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注)配偶者は、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第22条（保険金の支払）

(1)当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 保険金の支払事由発生の有無	ア. 事故の原因 イ. 事故発生の状況 ウ. 傷害、損失または損害発生の有無 エ. 被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無	この保険契約において保険金が支払われない事由としている事由に該当する事実の有無
③ 保険金の額の算出	ア. 傷害の程度 イ. 損害の額 ウ. 事故と損失との関係 エ. 事故と損害または傷害との関係 オ. 治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ 本条(1)①から④までのほか、当社が支払うべき保険金の額の確定	ア. 他の保険契約等の有無および内容 イ. 損害または損失について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容

(2)本条(1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② 本条(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3)本条(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げた場合、またはその確認に応じなかった場合（注4）には、これらにより確認が遅延した期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4)本条(3)の場合のほか、被保険者または保険金を受け取るべき者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(5)本条(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日とは、被保険者または保険金を受け取るべき者が第21条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数に該当する場合、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会には、弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) その確認に応じなかった場合には、必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

第23条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1)当社は、第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定による通知または第21条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者または扶養者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2)本条(1)の規定による診断または死体の検案のために要した費用（注）は、当社が負担します。

(注) 費用には、収入の喪失を含みません。

第24条（時効）

保険金請求権は、第21条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第25条（代位）

- (1)この普通保険約款および特約に規定する傷害および損失に対し当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害および損失について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。
- (2)この普通保険約款および特約に規定する損害に対し当社が保険金を支払った場合において、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得したときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 本条(2)①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差引いた額

- (3)本条(2)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (4)保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する本条(2)または(3)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第26条（死亡保険金受取人の変更）

- (1)保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、傷害条項の被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2)保険契約締結の後、傷害条項の被保険者が死亡する前であれば、保険契約者は、いつでも死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3)本条(2)の規定により死亡保険金受取人を変更する場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (4)本条(3)の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (5)保険契約者は、本条(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6)本条(5)の規定により死亡保険金受取人を変更する場合には、遺言が効力を生じた後に、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (7)本条(2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を傷害条項の被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、傷害条項の被保険者の同意がなければ変更の効力は生じません。
- (8)傷害条項の被保険者が死亡する前に死亡保険金受取人が死亡した場合は、その死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人と

します。

(9)保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

(注)法定相続人のうち死亡している者については、順次の法定相続人とします。

第27条（保険契約者の変更）

- (1)保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2)本条(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3)保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第28条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1)この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めるできます。この場合において、その代表者は、代表者以外の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2)本条(1)の代表者が定まらない場合またはその代表者の所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3)保険契約者が2名以上の場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第29条（契約内容の登録）

- (1)当社は、この保険契約締結の際、次に掲げる事項を協会(注)に登録します。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当社名
 - ⑦ 被保険者同意の有無
- (2)各損害保険会社は、本条(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、本条(1)の規定により登録された契約内容を協会(注)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3)各損害保険会社は、本条(2)の規定により照会した結果を、本条(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4)協会(注)および各損害保険会社は、本条(1)の登録内容または本条(2)の規定による照会結果を、本条(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限を損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公の機関から損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公の機関以外に公開しないものとします。
- (5)保険契約者または被保険者は、自身に係る本条(1)の登録内容または本条(2)の規定による照会結果について、当社または協会(注)に照会するこ

とができます。

(注) 協会とは、一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第30条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの普通保険約款の規定を適用します。

第31条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起することにします。

第32条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 傷害条項第3条（保険金を支払わない場合ーその2）①の運動等

山岳登はん（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）山岳登はんとは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。

（注2）航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。

（注3）航空機操縦には、職務として操縦する場合は含みません。

（注4）超軽量動力機とは、モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

別表2（傷害条項第5条（後遺障害保険金の計算）および育英費用条項第1条（保険金を支払う場合）関係）

後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残	89%

	し、隨時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの (4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6)両手の手指の全部の用を廃したもの （手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、母指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7)両足をリストラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4)1上肢を手関節以上で失ったもの (5)1下肢を足関節以上で失ったもの (6)1上肢の用を全廃したもの (7)1下肢の用を全廃したもの (8)両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1)両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)咀しゃくまたは言語の機能に著しい	50%

	<p>障害を残すもの</p> <p>(3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(5)背柱に著しい変形または運動障害を残すもの</p> <p>(6)1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(7)1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(8)1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの</p>	
第7級	<p>(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2)両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>(7)1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>(8)1足をリストラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11)両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、第1の足指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</p> <p>(12)外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13)両側の睾丸を失ったもの</p>	42%
第8級	<p>(1)1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p>	34%

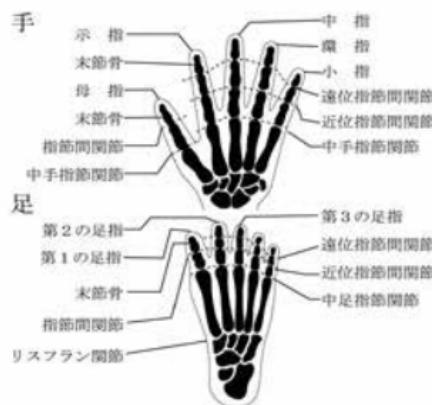
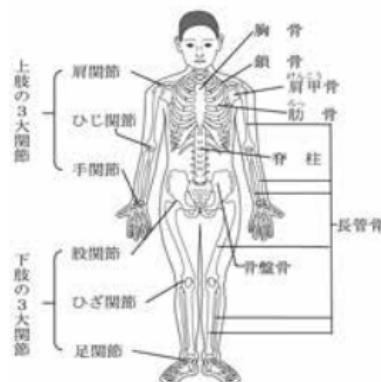
	(2)脊柱に運動障害を残すもの (3)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの (5)1下肢を5cm以上短縮したもの (6)1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8)1上肢に偽関節を残すもの (9)1下肢に偽関節を残すもの (10)1足の足指の全部を失ったもの	
第9級	(1)両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3)両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9)1耳の聴力を全く失ったもの (10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12)1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14)1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15)1足の足指の全部の用を廃したもの (16)外貌に相当程度の醜状を残すもの (17)生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1)1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)正面視で複視を残すもの (3)咀しゃくまたは言語の機能に障害を	20%

	<p>残すもの</p> <p>(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(6)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7)1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの</p> <p>(8)1下肢を3cm以上短縮したもの</p> <p>(9)1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</p> <p>(10)1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(11)1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	
第11級	<p>(1)両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2)両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3)1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4)10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5)両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(6)1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7)脊柱に変形を残すもの</p> <p>(8)1手の示指、中指または環指を失ったもの</p> <p>(9)1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>(10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	15%
第12級	<p>(1)1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2)1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3)7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(4)1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>(5)鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>(6)1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(7)1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(8)長管骨に変形を残すもの</p>	10%

	(9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しましたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

(注1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図



別表3 骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った部位

(1)長管骨または背柱

(2)長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含むギプス等(注)を装着した場合に限ります。

(3)肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等(注)を装着した場合に限ります。

(注)ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。

注 (1)から(3)までの規定中「長管骨」、「背柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「^{ヨウコウ}肋骨・^{ヨウコウ}胸骨」については、別表2(注2)の図に示すところによります。

別表4（基本条項第21条（保険金の請求）関係）

保険金請求書類

(1) 傷害条項の場合

保険金を請求する場合には、「○」を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

提出書類	保険金種類	死亡	後遺障害	入院	手術	通院
① 保険金請求書		○	○	○	○	○
② 保険証券		○	○	○	○	○
③ 当社の定める傷害状況報告書		○	○	○	○	○
④ 公の機関（注1）の事故証明書		○	○	○	○	○
⑤ 死亡診断書または死体検案書		○				
⑥ 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書			○	○	○	○
⑦ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○		○
⑧ 死亡保険金受取人（注2）の印鑑証明書		○				
⑨ 被保険者の印鑑証明書			○	○	○	○
⑩ 被保険者の戸籍謄本		○				
⑪ 法定相続人の戸籍謄本（注3）		○				
⑫ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注4）		○	○	○	○	○
⑬ その他当社が基本条項第22条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○	○

(2) 育英費用条項、賠償責任条項の場合

保険金を請求する場合には、「○」を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

提出書類 保険金種類	育英費用	賠償責任
① 保険金請求書	○	○
② 保険証券	○	○
③ 当社の定める傷害状況報告書	○	
④ 当社の定める事故状況報告書		○
⑤ 公の機関（注1）の事故証明書	○	
⑥ 死亡診断書もしくは死体検案書または後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書	○	
⑦ 死亡に関して支払われる賠償責任保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本		○
⑧ 後遺障害に関して支払われる賠償責任保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類		○
⑨ 傷害に関して支払われる賠償責任保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類		○
⑩ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類		○
⑪ 賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故による他人の財物の損壊に係る賠償責任保険金の請求に関しては、被害が発生した物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注5）および被害が発生した物の		○

写真（注6）		
⑫ 賠償責任条項第1条 (保険金を支払う場合) (1)に規定する事故による軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に係る賠償責任保険金の請求に関しては、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が発生した事實を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類		○
⑬ 被保険者の印鑑証明書	○	
⑭ 被保険者の戸籍謄本	○	
⑮ 扶養者が死亡した時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類	○	
⑯ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注4）	○	○
⑰ その他当社が基本条項第22条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○

（注1）公の機関については、やむを得ない場合、第三者とします。

（注2）死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

（注3）法定相続人の戸籍謄本は、死亡保険金受取人を定めなかった場合に必要とします。

（注4）委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

（注5）修理等に要する費用の見積書は、既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注6）被害が発生した物の写真には、画像データを含みます。

第5部

特約

特約は、オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

なお、特約には、ご契約時のお申出にかかわらず、すべてのご契約に自動的にセットされる特約（自動セット特約）と、ご契約時にお申出があり当社が引き受ける場合にセットされる特約（任意セット特約）があります。適用される特約は、保険証券の表示および特約番号・名称相対表によりご確認ください。

1. ケガの補償に関する特約

(1) 自転車搭乗中等のみ補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
し	自転車	ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（注1）およびその付属品（注2）をいいます。 (注1) 2輪以上の車には、レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を含みません。 (注2) 付属品には、積載物を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、普通保険約款傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害のうち、被保険者が被った次のいずれかに該当する傷害に限り、傷害保険金を支払います。

- ① 自転車に搭乗している被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- ② 自転車に搭乗していない被保険者が、運行中の自転車との衝突・接触によって被った傷害

第3条（保険金を支払わない場合）

(1)当社は、普通保険約款傷害条項第2条（保険金を支払わない場合ーその1）および第3条（保険金を支払わない場合ーその2）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 本条①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、傷害保険金を支払わるのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑥ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑦ 本条①④から⑥までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑧ 本条①⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- (2)当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被った被保険者の傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。

- ① 自転車を用いて競技等をしている間。ただし、本条(2)③に該当する場合を除き、自転車を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害保険金を支払います。
 - ② 自転車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により自転車を使用している間。ただし、本条(2)③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自転車を使用している間については、傷害保険金を支払います。
 - ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自転車を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自転車を使用している間
- (3)当社は、被保険者が^{けい}頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、傷害保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第4条（普通保険約款の不適用）

この特約については、普通保険約款基本条項第5条（契約後に通知いただく事項一通知義務）および第14条（保険料の返還または追加保険料の請求一告知義務・通知義務の場合）(2)の規定は適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（2）交通事故危険のみ補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（五十音順）

	用語	説明
う	運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
き	競技等	競技、競争、興行（注1）、訓練（注2）または試運転（注3）をいいます。 （注1）競技、競争、興行には、いずれもそのための練習を含みます。 （注2）訓練には、自動車等の運転資格を取得するための訓練を含みません。 （注3）試運転とは、性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
こ	工作用自動車	建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。

交通乗用具

次のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス（注1） なお、ジェットコースター、メリーゴーランド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。
軌道を有しない陸上の乗用具	自動車（注2）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（注3） なお、作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（注4）、シルバーカー等は含みません。
空の乗用具	航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（注5）、ジャイロプレーン） なお、ハンググライダー、気球、パラシュート等は含みません。
水上の乗用具	船舶（注6） なお、幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は含みません。
その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 なお、立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は含みません。

（注1）ガイドウェイバスとは、専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガ

イドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。

(注2) 自動車には、スノーモービルを含みます。

(注3) 歩行補助車は、シニアカー等原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。

(注4) キックボードには、原動機を用いるものを含みます。

(注5) 超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。

(注6) 船舶には、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）およびボートを含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、普通保険約款傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害のうち、被保険者がその身体に被った次のいずれかに該当する傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い、傷害保険金を支払います。

- ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具（注1）との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具（注1）の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被った傷害
 - ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（注2）に搭乗している被保険者（注3）または乗客（注4）として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（注5）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
 - ③ 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被った傷害
 - ④ 被保険者が交通乗用具（注1）の火災によって被った傷害
- （注1）交通乗用具には、これに積載されているものを含みます。
- （注2）正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所は含みません。
- （注3）搭乗している被保険者には、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者は含みません。
- （注4）乗客には、入場客を含みます。
- （注5）乗降場構内とは、改札口の内側をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、普通保険約款傷害条項第2条（保険金を支払わない場合－その1）のほか、被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被った傷害に対しても、傷害保険金を支払いません。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

- ① 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、本条(1)①ウ. に該当する場合を除き、軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害保険金を支払います。
 - イ. 交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準する方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただし、本条(1)①ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準する方法・態様により軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間について

では、傷害保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準する方法・態様により軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間

② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間

③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（注1）以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間

④ 被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間

ア. グライダー

イ. 飛行船

ウ. 超軽量動力機

エ. ジャイロプレーン

(2)当社は、被保険者が職務として次に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

① 交通乗用具への荷物等（注2）の積込み作業、交通乗用具からの荷物等（注2）の積卸し作業または交通乗用具上の荷物等（注2）の整理作業

② 交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業

(注1) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機は、定期便であると不定期便であると問いません。

(注2) 荷物等とは、荷物、貨物等をいいます。

第4条（普通保険約款の不適用）

普通保険約款傷害条項第3条（保険金を支払わない場合ーその2）ならびに基本条項第5条（契約後に通知いただく事項ー通知義務）および第14条（保険料の返還または追加保険料の請求ー告知義務・通知義務の場合）(2)の規定は適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（3）手術保険金対象外特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（手術保険金対象外の取扱い）

当社は、この特約により、普通保険約款傷害条項第7条（入院保険金および手術保険金の計算）(4)に規定する手術保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(4) 死亡保険金対象外特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（死亡保険金対象外の取扱い）

当社は、この特約により、普通保険約款傷害条項第4条（死亡保険金の計算）(1)に規定する死亡保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(5) 入院保険金および手術保険金支払日数延長（1,000日）特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（入院保険金および手術保険金の計算）

- (1)当社は、この特約により、被保険者が普通保険約款傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その傷害が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に同条項第7条（入院保険金および手術保険金の計算）(1)に規定する入院保険金の支払事由に該当することとなった場合には、入院保険金を支払います。
- (2)普通保険約款傷害条項第7条（入院保険金および手術保険金の計算）(注1)の規定にかかわらず、同条(1)に規定する入院した日数は1,000日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて1,000日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。
- (3)この保険契約については、普通保険約款傷害条項第7条（入院保険金および手術保険金の計算）(4)の規定中「180日以内」とあるのは「1,000日以内」と読み替えて適用します。
- (4)この保険契約については、普通保険約款基本条項第21条（保険金の請求）(1)(3)の規定中「180日を経過した時」とあるのは「1,000日を経過した時」と読み替えて適用します。

(6) 通院保険金対象期間延長（1,000日）特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（通院保険金の計算）

- (1)当社は、この特約により、被保険者が普通保険約款傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その傷害が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に同条項第8条（通院保険金の計算）(1)または(2)に規定する通院保険金の支払事由に該当することとなった場合には、通院保険金を支払います。
- (2)普通保険約款傷害条項第8条（通院保険金の計算）(注1)の規定にかかわらず、当社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて1,000日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (3)この保険契約については、普通保険約款基本条項第21条（保険金の請求）(1)⑤の規定中「180日を経過した時」とあるのは「1,000日を経過した時」と読み替えて適用します。

（7）第三者の加害行為による保険金2倍支払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（五十音順）

	用語	説明
た	第三者	被保険者以外の者をいいます。
ひ	ひき逃げ	道路上における被保険者と自動車等（注）との衝突・接触等の交通事故であって、その事故の加害者である第三者がその被保険者の救護その他の必要な処置を行わず逃走し、加害者がその事故の発生の日からその日を含めて60日を経過してもなお特定できないものをいいます。 （注）自動車等には、これらに積載されているものを含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、被保険者が次のいずれかに該当する事由によって普通保険約款傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被った場合は、傷害保険金を2倍にして支払います。

- ① 第三者の加害行為。ただし、その傷害が第三者の加害行為によって発生したものであることを保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が警察署に届け出た場合に限ります。
- ② ひき逃げ

第3条（他の特約との関係）

この保険契約に他の特約（注）が適用される場合には、第2条（保険金を支払う場合）の規定に基づき支払う傷害保険金の額は、他の特約（注）がないものとして算出した額とします。

(注) 他の特約とは、普通保険約款傷害条項の規定により支払う傷害保険金を2倍、増額または追加して支払う旨の約定があるこの特約以外の特約をいい、支払日数または支払期間を延長して支払う旨の約定がある特約を含みません。

第4条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（8）自転車搭乗中等の傷害追加支払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
し	自転車	ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（注1）およびその付属品（注2）をいいます。 (注1) 2輪以上の車には、レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を含みません。 (注2) 付属品には、積載物を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、被保険者が、次のいずれかに該当する事故によって、普通保険約款傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、傷害保険金を2倍にして支払います。

- ① 被保険者が自転車に搭乗している間において発生した急激かつ偶然な外来の事故
- ② 被保険者が自転車に搭乗していない間において発生した運行中の自転車との衝突、接触等の交通事故

第3条（他の特約との関係）

この保険契約に、他の特約（注）が適用される場合には、第2条（保険金を支払う場合）の規定に基づき支払う傷害保険金の額は、他の特約（注）がないものとして算出した額とします。

(注) 他の特約とは、普通保険約款傷害条項の規定により支払う傷害保険金を2倍、増額または追加して支払う旨の約定があるこの特約以外の特約をいい、支払日数または支払期間を延長して支払う旨の約定がある特約を含みません。

第4条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(9) 運動危険等補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、普通保険約款傷害条項第3条（保険金を支払わない場合—その2）①の規定にかかわらず、被保険者が別表の運動等を行っている間に発生した事故によって被った傷害に対しても、普通保険約款の規定に従い、傷害保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第1条（保険金を支払う場合）の運動等

保険証券記載の運動等の区分	対象となる運動等
運動危険等補償特約 (運動種類：A)	・山岳登はん（運動種類：Cに該当するものを除きます。）
運動危険等補償特約 (運動種類：B)	・リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング ・運動種類：Aに該当するもの
運動危険等補償特約 (運動種類：C)	・山岳登はん（標高6,000m以上の山への登頂を目的とした山岳登はん、および、標高6,000m以上で山岳登はんをする場合） ・運動種類：Aに該当するもの、運動種類：Bに該当するもの
運動危険等補償特約 (運動種類：D)	・航空機（注1）操縦（注2）、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注3）搭乗、ジャイロプローレーン搭乗 ・運動種類：Aに該当するもの、運動種類：Bに該当するもの、運動種類：Cに該当するもの (注1) 航空機には、グライダーおよび飛行船は含まれません。 (注2) 航空機操縦には、職務として操縦する場合は含まれません。 (注3) 超軽量動力機とは、モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含まれません。

(10) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（普通保険約款の読み替え）

この保険契約については、普通保険約款「用語の説明」の規定中、「傷害」の説明を次のとおり読み替えて適用します。

傷害	急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った障害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（注）を含みます。 （注）中毒症状には、継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
----	---

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、第2条（普通保険約款の読み替え）の規定により保険金を支払うべき中毒症状に対して、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約の規定に従い保険金を支払う場合には、該当する保険金について、この特約の規定に基づく保険金を支払いません。

第4条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

（11）熱中症危険補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、この特約により、普通保険約款傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、保険期間中に被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても、傷害保険金を支払います。
- (2)この特約が適用される保険契約において、被保険者が被った傷害に対して保険金を支払う特約については、その特約における傷害には日射または熱射による身体の障害を含むものとします。

2. 病気の補償に関する特約

（12）疾病補償基本特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（五十音順）

	用語	説明
い	医学上因果関係がある疾病	医学上重要な関係にある一連の疾病をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の疾患として取り扱います。例えば、高血圧症と共に起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。

	医科診療報酬点数表	手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
け	継続契約	疾病特約付契約または他の疾病補償契約の満期日（注）を始期日とする疾病特約付契約または他の疾病補償契約をいいます。 (注) 満期日は、その疾病特約付契約または他の疾病補償契約の満期日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日とします。また、保険責任の終期の時刻が午後12時の場合には、「満期日の翌日」と読み替えます。
さ	再入院	前の入院の原因となった疾病と医学上重要な関係があると医師（注）が診断した結果、再度入院することをいいます。 (注) 医師とは、被保険者以外の医師をいいます。
し	歯科診療報酬点数表	手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
	疾病	被保険者が被った普通保険約款傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の規定による傷害（注）以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が疾病によって被った傷害については疾病として取り扱います。 (注) 普通保険約款傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の規定による傷害は、熱中症危険補償特約または細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約が適用される場合、それぞれの特約の規定を適用した傷害とします。
	疾病通院	疾病入院の終了後、その疾病入院の原因となった疾病（注）と同一の疾病により通院することをいいます。 (注) 疾病入院の原因となった疾病には、第7条（疾病入院保険金、疾病手術保険金および放射線治療保険金の計算）(7)の規定により、入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病による入院をあわせて1回の疾病入院とみなす場合には、その異なる疾病を含みます。
	疾病通院保険金日額	この特約により補償される疾病が発生した場合に、当社が被保険者に支払う保険金の基準となる額であって、保険証券記載の疾病通院保険金日額をいいます。
	疾病特約付契約	この特約が適用され、かつ、疾病入院保険金または疾病通院保険金について保険証券に保険金日額が記載された保険契約をいいます。
	疾病入院	第2条（保険金を支払う場合）(1)の疾病を発病し、その直接の結果として入院することをいいます。
	疾病入院保険金日額	この特約により補償される疾病が発生した場合に、当社が被保険者に支払う保険金の基準となる額であって、保険証券記載の疾病入院保険金日額をいいます。
	疾病保険金	この特約により補償される疾病が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、

		疾病入院保険金、疾病手術保険金、放射線治療保険金および疾病通院保険金をいいます。
支払限度日数		支払対象期間内において、疾病入院保険金および疾病通院保険金の支払の限度となる日数をいい、疾病入院保険金および疾病通院保険金それについて、保険証券記載の期間または日数とします。
支払対象期間		<p>次の期間をいい、疾病入院保険金および疾病通院保険金それについて、保険証券記載の期間または日数とします。なお、疾病入院が中断している期間がある場合にはその期間を含む継続した期間をいいます。</p> <p>① 免責期間の満了日の翌日から起算する疾病入院保険金の支払対象となる期間</p> <p>② 疾病入院の終了した日（注）の翌日から起算する疾病通院保険金の支払の対象となる期間</p> <p>（注）疾病入院の終了した日は、疾病入院保険金の支払対象期間内に疾病入院が終了していない場合、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のうちいずれか早い日とします。</p>
手術		<p>次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. テブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 <p>② 先進医療に該当する診療行為（注2）</p> <p>（注1）手術料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</p> <p>（注2）先進医療に該当する診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>
初年度契約		継続契約以外の疾病特約付契約または他の疾病補償契約をいいます。
せ	先進医療	手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。
た	他の疾病補償契	疾病特約付契約以外の当社があらかじめ認めた

	約	疾病を補償する保険契約または共済契約をいいます。
て	転入院	疾病的治療のために入院している患者がその疾病的治療・検査を受けるために、被保険者以外の医師の指示によって他の病院または診療所に移ることをいいます。
は	発病	被保険者以外の医師が診断した発病をいいます。ただし、先天性異常については、被保険者以外の医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償の対象となる者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。
	病院または診療所	医療法（昭和23年法律第205号）に定める日本国内にある病院もしくは患者を収容する施設を有する診療所またはこれらと同等の日本国外にある医療施設をいいます。
ほ	放射線治療	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（注） ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 （注）放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
め	免責期間	疾病入院保険金の支払の対象とならない期間をいい、保険証券記載の期間または日数とします。なお、疾病通院保険金においては免責期間を設定しません。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、被保険者の身体に発病した疾病に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、疾病保険金を被保険者に支払います。
- (2)当社は、本条(1)の疾病保険金のうち、保険証券に保険金日額が記載されたものについて支払います。ただし、疾病手術保険金および放射線治療保険金については保険証券に疾病入院保険金日額が記載された場合に支払います。

第3条（保険期間と支払責任の関係）

当社は、保険期間中に被保険者が疾病入院を開始した場合に限り、疾病保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合ーその1）

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した疾病に対しては、疾病保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 本条(1)①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意

または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、疾病保険金を支払わるのはその者が受け取るべき金額に限ります。

- ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑤ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ 本条(1)④もしくは⑤の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑦ 本条(1)⑤以外の放射線照射または放射能汚染

(2)当社は、次のいずれかに該当する場合は、疾病保険金を支払いません。

- ① 被保険者が被った精神障害（注5）およびそれを原因として発病した疾病
- ② 被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」等（注6）の対象となるべき期間は、疾病保険金を支払います。

(3)当社は、被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、疾病保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 精神障害とは、具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。

(注6) 「療養の給付」等とは、公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

当社は、被保険者が疾病（注）を発病した時が次のいずれかに該当する疾病（注）に対しては、疾病保険金を支払いません。

- ① この保険契約が初年度契約である場合は、保険期間の開始時より前
- ② この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前。ただし、被保険者が疾病（注）を発病した時が、その疾病（注）による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して1年（保険期間が1年を超える保険契約の場合には2年となります。）以前である場合は、その疾病（注）は、保険期間の開始時以降に発病したものとして取り扱います。

(注) 疾病には、その疾病と医学上因果関係がある疾病を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合－その3）

当社は、保険期間が始まった後でも、次のいずれかに該当する場合は、疾病保険金を支払いません。

- ① 疾病入院の原因となった疾病（注）を発病した時が、保険期間の開始時から保険料を領収した時までの期間中であった場合
- ② 疾病入院の開始時が、始期日から保険料を領収した時までの期間中であった場合
- ③ この保険契約が継続契約である場合において、疾病入院の原因となった疾病（注）を発病した時が、この保険契約が連続して継続されてきた

すべての疾病特約付契約の保険期間の開始時から、それぞれその保険契約の保険料を領収した時までの期間中であった場合

(注) 疾病には、その疾病と医学上因果関係がある疾病を含みます。

第7条（疾病入院保険金、疾病手術保険金および放射線治療保険金の計算）

- (1)当社は、被保険者が疾病入院に該当し、その疾病入院が疾病入院の開始した日からその日を含めて疾病入院保険金の免責期間を超えて継続（注1）したときは、その期間に対し、疾病入院保険金を被保険者に支払います。
- (2)本条(1)の疾病入院保険金は、1回の疾病入院について、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{疾病入院保険金の額}} = \boxed{\text{疾病入院保険金日額}} \times \boxed{\text{疾病入院の日数}}$$

- (3)本条(1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。

- (4)本条(2)の疾病入院の日数には次の日数を含みません。

- ① 疾病入院の開始した日からその日を含めて疾病入院保険金の免責期間が満了するまでの間の疾病入院の日数
 - ② 疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数
 - ③ 1回の疾病入院について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が疾病入院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数
- (5)被保険者が疾病入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに疾病入院保険金の支払を受けられる疾病を発病した場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては疾病入院保険金を支払いません。
- (6)疾病入院が終了した後、被保険者がその疾病入院の原因となった疾病（注3）によって再入院に該当した場合は、後の疾病入院と前の疾病入院とを合わせて1回の疾病入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院に該当した場合は、新たな疾病入院とみなします。この場合において、新たな疾病入院について疾病入院保険金を支払うべきときは、新たに免責期間、支払対象期間および支払限度日数の規定を適用します。

- (7)被保険者が疾病入院保険金を支払うべき入院をした場合、入院開始時に異なる疾病（注4）を併発していたときまたは入院中に異なる疾病（注4）を併発したときは、入院開始の直接の原因となった疾病による1回の疾病入院とみなします。

- (8)被保険者が疾病入院保険金の支払の対象とならない入院中に、疾病入院保険金を支払うべき他の疾病を発病した場合は、その疾病を発病した時に疾病入院が開始したものとして取り扱い、免責期間、支払対象期間および支払限度日数の規定を適用します。

- (9)当社は、次のいずれかに該当した場合に、疾病手術保険金を被保険者に支払います。

- ① 疾病入院保険金が支払われる場合に、被保険者が、疾病手術保険金支払対象期間（注5）内に病院または診療所において、疾病入院保険金を支払うべき疾病の治療を直接の目的として手術を受けたとき。
- ② 本条(9)①以外の場合で、保険期間中に、被保険者が、病院または診療所において、疾病的治療を直接の目的として手術を受けたとき。この場合、手術の開始時に疾病入院が開始したものとみなして本条(17)および(18)ならびに第3条（保険期間と支払責任の関係）、第5条（保険金を

支払わない場合—その2)、第6条(保険金を支払わない場合—その3)および第16条(普通保険約款の読み替え)の規定を適用します。

(10)本条(9)の疾病手術保険金は、1回の手術(注6)について次の算式によって算出した額とします。

① 入院中(注7)に受けた手術の場合

$$\boxed{\text{疾病手術保険金の額}} = \boxed{\text{疾病入院保険金日額}} \times 10$$

② 本条(10)①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{疾病手術保険金の額}} = \boxed{\text{疾病入院保険金日額}} \times 5$$

(11)被保険者が疾病手術保険金を支払うべき手術を同一の日に複数回受けた場合は、それらの手術のうち疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ疾病手術保険金を支払います。

(12)医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合は、その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、疾病手術保険金を支払いません。

(13)当社は、次のいずれかに該当した場合に、放射線治療保険金を被保険者に支払います。

① 疾病入院保険金が支払われる場合に、被保険者が、放射線治療保険金支払対象期間(注8)内に病院または診療所において、疾病入院保険金を支払うべき疾病的治療を直接の目的として放射線治療を受けたとき。

② 本条(13)①以外の場合で、保険期間中に、被保険者が、病院または診療所において、疾病的治療を直接の目的として放射線治療を受けたとき。この場合、放射線治療の開始時に疾病入院が開始したものとみなして本条(17)および(18)ならびに第3条(保険期間と支払責任の関係)、第5条(保険金を支払わない場合—その2)、第6条(保険金を支払わない場合—その3)および第16条(普通保険約款の読み替え)の規定を適用します。

(14)本条(13)の放射線治療保険金は、1回の放射線治療について次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{放射線治療保険金の額}} = \boxed{\text{疾病入院保険金日額}} \times 10$$

(15)被保険者が放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を同一の日に複数回受けた場合は、それらの放射線治療のうちいずれか1つの放射線治療についてのみ放射線治療保険金を支払います。

(16)被保険者が放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療保険金を支払いません。

(17)この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が疾病入院の原因となった疾病(注9)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときの当社が支払うべき疾病入院保険金、疾病手術保険金および放射線治療保険金の額は、次のとおりとします。

被保険者が疾病入院の原因となった疾病(注9)を発病した時	疾病入院保険金、疾病手術保険金および放射線治療保険金の額
① 初年度契約が他の疾病補償契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初めの疾病特約付契約の保険期間の開始時より前	初めの疾病特約付契約の保険期間の開始時の支払条件により算出された額と、この保険契約の支払条件により算出された額のうち、いずれか低い額

② この保険契約が継続されてきた初めの疾病特約付契約の保険期間の開始時以降	疾病入院の原因となった疾病(注9)を発病した時の疾病特約付契約の支払条件により算出された額と、この保険契約の支払条件により算出された額のうち、いずれか低い額
---------------------------------------	--

(18) 本条(17)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が疾病(注9)を発病した時が、その疾病による疾病入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して1年(保険期間が1年を超える保険契約の場合には2年となります。)以前であるときは、この保険契約の支払条件により算出された額を支払います。

(注1) 継続には、被保険者が転入院または再入院をした場合の転入院または再入院後の期間を含みます。ただし、転入院または再入院を証する書類がある場合に限ります。

(注2) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(注3) 疾病入院の原因となった疾病には、その疾病と医学上因果関係がある疾病を含みます。また、本条(7)の規定により、入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病による入院をあわせて1回の疾病入院とみなす場合には、その異なる疾病を含みます。

(注4) 異なる疾病とは、入院開始の直接の原因となった疾病以外で、疾病入院保険金が支払われるべき入院の原因となる疾病をいいます。

(注5) 疾病手術保険金支払対象期間とは、疾病入院を開始した日からその日を含めて次の期間を合計した日数に達するまでの期間をいいます。

ア. 疾病入院保険金の免責期間の日数

イ. 疾病入院保険金の支払対象期間の日数

(注6) 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。また、医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。

(注7) 入院中とは、第2条(保険金を支払う場合)(1)の疾病を発病し、その直接の結果として入院している間をいいます。

(注8) 放射線治療保険金支払対象期間とは、疾病入院を開始した日からその日を含めて次の期間を合計した日数に達するまでの期間をいいます。

ア. 疾病入院保険金の免責期間の日数

イ. 疾病入院保険金の支払対象期間の日数

(注9) 疾病には、その疾病と医学上因果関係がある疾病を含みます。

第8条(疾病通院保険金の計算)

(1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の疾病を発病し、第7条(疾病入院保険金、疾病手術保険金および放射線治療保険金の計算)の規定に基づく疾病入院保険金が支払われる場合において、疾病通院に該当したときは、その日数に対し次の算式によって算出した額を疾病通院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{疾病通院保険金の額}} = \boxed{\text{疾病通院保険金日額}} \times \boxed{\text{疾病通院の日数}}$$

(2) 当社は、本条(1)の規定にかかわらず、第7条(疾病入院保険金、疾病手術保険金および放射線治療保険金の計算)の疾病入院保険金を支払うべき期間中の疾病通院に対しては、疾病通院保険金を支払いません。

(3) 本条(1)の疾病通院の日数には次の日数を含みません。

① 疾病通院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数

② 1回の疾病入院について、疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数

(4) 被保険者が疾病通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに疾病通院保険金の支払を受けられる疾病を発病した場合であっても、当社は、その

期間に対し重複しては疾病通院保険金を支払いません。

- (5) 疾病入院が終了した後、被保険者が、その疾病入院の原因となった疾病（注1）によって最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院に該当した場合は、後の疾病入院と前の疾病入院とを合わせて1回の疾病入院とみなし、後の疾病入院が終了した日をその疾病入院が終了した日として本条(1)から(4)までの規定を適用します。ただし、この場合において、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に被保険者が疾病通院に該当したときには、その日数を本条(1)の疾病通院の日数に含めることとします。
- (6) この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が疾病入院の原因となった疾病（注2）を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときの当社が支払うべき疾病通院保険金の額は、次のとおりとします。

被保険者が疾病入院の原因となった疾病（注2）を発病した時	疾病通院保険金の額
① 初年度契約が他の疾病補償契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初めの疾病特約付契約の保険期間の開始時より前	初めの疾病特約付契約の保険期間の開始時の支払条件により算出された額と、この保険契約の支払条件により算出された額のうち、いずれか低い額
② この保険契約が継続されてきた初めの疾病特約付契約の保険期間の開始時以降	疾病入院の原因となった疾病（注2）を発病した時の疾病特約付契約の支払条件により算出された額と、この保険契約の支払条件により算出された額のうち、いずれか低い額

- (7) 本条(6)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が疾病（注2）を発病した時が、その疾病による疾病入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して1年（保険期間が1年を超える保険契約の場合には2年となります。）以前であるときは、この保険契約の支払条件により算出された額を支払います。

（注1） 疾病入院の原因となった疾病には、その疾病と医学上因果関係がある疾病を含みます。また、第7条（疾病入院保険金、疾病手術保険金および放射線治療保険金の計算）(7)の規定により、入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病による入院をあわせて1回の疾病入院とみなす場合には、その異なる疾病を含みます。

（注2） 疾病には、その疾病と医学上因果関係がある疾病を含みます。

第9条（他の身体の障害の影響）

- (1) 保険金支払の対象とならない身体の障害の影響によって、第2条（保険金を支払う場合）(1)の疾病的程度が加重された場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第2条（保険金を支払う場合）(1)の疾病的程度が加重された場合も、本条(1)と同様の方法で支払います。

第10条（告知の特例）

保険契約締結の際、当社が特に必要と認めた場合は、当社は、事実の調査を行い、また、被保険者に対して当社の指定する医師の診断を求めることがあります。

第11条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1)被保険者が疾病による入院を開始した場合または疾病の治療のため手術もしくは放射線治療を受けた場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、被保険者が入院を開始した日または手術もしくは放射線治療を受けた日からその日を含めて30日以内に疾病の内容および入院の状況等の詳細を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（保険金の請求の特則）

- (1)普通保険約款基本条項第21条（保険金の請求）(1)の規定にかかわらず、当社に対するこの特約の保険金請求権は、次表「保険金請求権の発生時」に掲げる時からそれぞれ発生し、これを行使できるものとします。

区分	保険金請求権の発生時
① 疾病入院保険金	その被保険者の疾病的治療を目的とした入院が終了した時、疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日を経過した時、または疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が疾病入院保険金の支払限度日数に到達した日を経過した時のいずれか早い時
② 疾生病術保険金	その被保険者が疾病的治療を直接の目的とした手術を受けた時
③ 放射線治療保険金	その被保険者が疾病的治療を直接の目的とした放射線治療を受けた時
④ 疾病通院保険金	その被保険者の疾病的治療を目的とした通院が終了した時、疾病通院保険金の支払対象期間が満了した日を経過した時、または疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数に到達した日を経過した時のいずれか早い時

- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当社が定めるものを当社に提出しなければなりません。

第13条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1)当社は、第11条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定による通知または普通保険約款基本条項第21条（保険金の請求）およびこの特約第12条（保険金の請求の特則）の規定による請求を受けた場合は、疾病的程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2)本条(1)の規定による診断または死体の検案のために要した費用（注）は、当社が負担します。

（注）費用には、収入の喪失を含みません。

第14条（保険金の内払）

疾病入院保険金を支払うべき場合において、保険金支払の対象となる入院期間が1か月以上継続したときには、当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申出によって別表ならびに普通保険約款基本条項第21条（保険金の請求）(3)および(5)の書類の提出により疾病保険金の内払を行います。

第15条（普通保険約款の不適用）

普通保険約款基本条項第5条（契約後に通知いただく事項－通知義務）、第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・通知義務の場合）(2)、第19条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）および第20条（先取特権）の規定は適用しません。

第16条（普通保険約款の読み替え）

- (1)この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 「用語の説明」の「危険」の規定中「傷害、損失または損害」とあるのは「疾病」
 - ② 基本条項第3条（保険責任のおよぶ地域）の規定中「傷害、損失または損害」とあるのは「疾病」
 - ③ 基本条項第4条（契約時に告知いただく事項－告知義務）(3)③の規定中「事故によって傷害、損失または損害を被る前」とあるのは「疾病を発病する前」
 - ④ 基本条項第4条（契約時に告知いただく事項－告知義務）(4)の規定中「傷害、損失または損害の原因となる事故が発生した後」とあるのは「疾病入院を開始した後」
 - ⑤ 基本条項第4条（契約時に告知いただく事項－告知義務）(5)の規定中「傷害、損失または損害」とあるのは「疾病」
 - ⑥ 基本条項第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）
 - (1)①の規定中「事故」とあるのは「疾病」
 - ⑦ 基本条項第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）
 - (2)②の規定中「傷害」とあるのは「疾病」
 - ⑧ 基本条項第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）
 - (3)の規定中「事故（注3）の発生した後」とあるのは「疾病入院を開始した後」、「発生した事故（注3）による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した疾病（注3）」
 - ⑨ 基本条項第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(注3)の規定中「事故とは」とあるのは「疾病とは」、「その被保険者に発生した事故」とあるのは「その被保険者の発病した疾病」
 - ⑩ 基本条項第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・通知義務の場合）(7)の規定中「追加保険料を領収する前に発生した事故による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した疾病または開始した入院」
 - ⑪ 基本条項第21条（保険金の請求）(5)の規定中「事故の内容、損害の額または傷害の程度等」とあるのは「疾病の内容または程度等」、「本条(2)」とあるのは「この特約第12条（保険金の請求の特則）(2)」
 - ⑫ 基本条項第21条（保険金の請求）(6)の規定中「本条(2)、(3)もしくは(5)の書類」とあるのは「本条(3)もしくは(5)もしくはこの特約第12条（保険金の請求の特則）(2)の書類」
 - ⑬ 基本条項第22条（保険金の支払）(1)③の規定中「傷害の程度」とあるのは「疾病の程度」
 - ⑭ 基本条項第22条（保険金の支払）(注1)の規定中「第21条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続き」とあるのは「第21条（保

険金の請求) (3)およびこの特約第12条(保険金の請求の特則) (2)の規定による手続き」

(15) 基本条項第24条(時効)の規定中「第21条(保険金の請求) (1)に定める時」とあるのは「この特約第12条(保険金の請求の特則) (1)に定める時」

(16) 基本条項第25条(代位) (1)の規定中「傷害および損失」とあるのは「疾病」

(2)この特約については、普通保険約款基本条項第22条(保険金の支払) (1)①の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

① 保険金の支払事由発生の有無	ア. 疾病の内容 イ. 被保険者に該当する事実
-----------------	----------------------------

」

第17条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表(第12条(保険金の請求の特則)関係)

保険金請求書類

保険金を請求する場合には、「○」を付した書類のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

提出書類	保険金種類	疾病入院	疾病手術	放射線治療	疾病通院
(1)保険金請求書	○	○	○	○	○
(2)保険証券	○	○	○	○	○
(3)当社の定める疾病状況報告書	○	○	○	○	○
(4)疾病の程度または手術もしくは放射線治療の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書	○	○	○	○	○
(5)入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類	○				○
(6)被保険者の印鑑証明書	○	○	○	○	○
(7)委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)	○	○	○	○	○
(8)その他当社が普通保険約款基本条項第22条(保険金の支払) (1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○

(注) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

3. 補償に関するその他の特約

(13) 本人のみ補償特約（賠償責任条項用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（補償の対象となる方一被保険者）

この保険契約については、普通保険約款賠償責任条項第2条（補償の対象となる方一被保険者）(1)の規定にかかわらず、本人および同条(1)⑥に掲げる者のみを被保険者とします。この場合において、同条(1)⑥の規定中「本条(1)①から⑤までのいずれかに該当する者」とあるのは「本条(1)①に該当する者」と読み替えて適用します。

第3条（普通保険約款の読み替え）

この保険契約については、普通保険約款の「用語の説明」の「被保険者」の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

	用語	説明
ひ	被保険者	傷害条項においてはこの保険契約により補償の対象となる者、育英費用条項および賠償責任条項においてはこの保険契約により補償を受ける者であって、保険証券記載の者（注）をいいます。 (注) 保険証券記載の者には、賠償責任条項および基本条項においては、賠償責任条項第2条（補償の対象となる方一被保険者）(1)⑥に規定する者を含みます。

」

第4条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

(14) 天災危険補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1)当社は、この特約により、普通保険約款傷害条項第2条（保険金を支払わない場合一その1）(1)⑩および⑫の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって被保険者に発生した傷害に対しても、傷害保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② 本条(1)①の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故

- (2)保険証券に育英費用保険金額が記載された保険契約については、普通保険約款育英費用条項第3条（保険金を支払わない場合）(1)⑩および⑪の規定にかかわらず、本条(1)①または②に該当する事由によって発生した傷害の直接の結果として、扶養者が普通保険約款育英費用条項第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する状態になった場合の損失に対しても、育英費用保険金を支払います。
- (3)学業費用補償特約が適用される保険契約については、学業費用補償特約第3条（保険金を支払わない場合）(1)の規定にかかわらず、本条(1)①または②に該当する事由によって発生した傷害の直接の結果として、扶養者が学業費用補償特約に規定する扶養不能状態になった場合の損害に対しても、保険金を支払います。

第3条（保険金の支払）

普通保険約款基本条項第22条（保険金の支払）(1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な調査が不可欠な場合には、当社は、その調査を同条(2)の特別な照会または調査に加え、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第22条（保険金の支払）(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	365日

（注1）請求完了日とは、被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款基本条項第21条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。

（注2）次表「期間」に掲げる日数とは、普通保険約款基本条項第22条（保険金の支払）(2)の事由および本条の事由の複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

第4条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（15）条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
て	テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1)この保険契約については、普通保険約款傷害条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）(1)⑨、育英費用条項第3条（保険金を支払わない場合）(1)⑨および賠償責任条項第3条（保険金を支払わない場合—その1）②の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為については保険金を支払います。

」

(2)当社は、この保険契約に適用される他の特約に、本条(1)と同じ規定がある場合には、その規定についても本条(1)と同様に読み替えて適用します。

第3条（この特約の解除）

テロ行為が発生する危険が著しく増加し、この特約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による48時間以前の予告をもって、この特約を解除することができます。

(注)引受範囲とは、この特約を引き受けられる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第4条（特約解除の効力）

第3条（この特約の解除）の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

（16）賠償責任条項の一部変更に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（五十音順）

	用語	説明
し	受託物	被保険者が管理する他人の財物で、被保険者が日常生活の必要に応じて他人から受託した財物をいいます。
そ	損壊	滅失、破損または汚損をいい、情報機器等（注1）に記録された情報（注2）のみの滅失または破損を含みます。なお、それぞれの定義は次のとおりとします。 ① 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。

		<p>② 破損とは、財物が壊れることをいいます。</p> <p>③ 汚損とは、財物が汚れることまたは傷むことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。</p> <p>(注1) 情報機器等とは、情報を処理・伝達・加工・記録することができる機器(周辺機器を含みます。)をいいます。</p> <p>(注2) 情報とは、プログラムまたはデータをいいます。</p>
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
は	賠償事故	<p>第1条(保険金を支払う場合の変更)により読み替えた普通保険約款賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合)(1)(1)に規定する事故(注)をいいます。</p> <p>(注) 被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。</p>
ひ	被保険者	<p>普通保険約款賠償責任条項により補償を受ける者であって、普通保険約款賠償責任条項第2条(補償の対象となる方一被保険者)に規定する者をいいます。</p>
ほ	補償対象受託物	<p>受託物のうち、次に掲げる物を除いたものをいいます。</p> <p>① 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物</p> <p>② 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに類する物</p> <p>③ 自動車(注1)、原動機付自転車、船舶(注2)、航空機およびこれらの付属品</p> <p>④ 銃砲、刀剣その他これらに類する物</p> <p>⑤ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具 山岳登はん(注3)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注4)操縦(注5)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注6)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動</p> <p>⑥ 動物、植物等の生物</p> <p>⑦ 建物(注7)</p> <p>⑧ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他 の付属建物</p> <p>⑨ 公序良俗に反する物</p> <p>⑩ その他保険証券記載の物</p> <p>(注1) 自動車には、被牽引車を含みます。</p> <p>(注2) 船舶には、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。</p> <p>(注3) 山岳登はんとは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。</p> <p>(注4) 航空機には、グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>(注5) 航空機操縦には、職務として操縦する場合は含みません。</p>

	<p>(注6) 超軽量動力機には、モーターハンギングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p> <p>(注7) 建物には、次に掲げるものを含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 置または建具類 イ. 建物に定着（注8）している配線・配管、電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、暖房・冷房設備、エレベーター、リフトその他の付属設備 ウ. 建物に定着（注8）している設備と機能上分離できないガス設備の給湯器、暖房・冷房設備の室外機その他これらに類する関連付属の設備・装置 エ. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に定着（注8）している物 <p>(注8) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。</p>
--	---

第1条（保険金を支払う場合の変更）

この保険契約については、普通保険約款賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

第1条（保険金を支払う場合）

(1)当社は、被保険者が、次のいずれかの事由によって、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この条項および基本条項の規定に従い、賠償責任保険金を被保険者に支払います。ただし、本条(1)②に掲げる事由に対して賠償責任保険金を支払うのは、被保険者が、補償対象受託物につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。

① 日本国内もしくは国外において発生した次に掲げる事故による他人の身体の障害もしくは他人の財物の損壊、または日本国内において発生した次に掲げる事故による軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能

ア. 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

イ. 被保険者の日常生活（注1）に起因する偶然な事故

② 補償対象受託物の損壊、紛失または盗難。ただし、その補償対象受託物が次に掲げる間に損壊もしくは紛失した場合、または盗難にあった場合に限ります。

ア. 補償対象受託物が、住宅（注2）内に保管されている間

イ. 補償対象受託物が、被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅（注2）外で管理されている間

(2)この条項は、保険証券に賠償責任保険金額が記載された場合に適用されます。

(注1)日常生活には、住宅以外の不動産の所有、使用または管理を含みません。

(注2)住宅とは、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。

」

第2条（保険金を支払わない場合の変更）

この保険契約については、普通保険約款賠償責任条項第4条（保険金を

支払わない場合ーその2) の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

第4条(保険金を支払わない場合ーその2)

(1)当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務(注1)遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務(注1)の用に供される動産または不動産(注2)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族(注3)に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用者に対する損害賠償責任を除きます。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、第1条(保険金を支払う場合)(1)②に掲げる事由による損害賠償責任に対しては、適用しません。
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両(注4)または銃器(注5)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑩ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任

(2)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した補償対象受託物の損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

- ① 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注6)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ③ 被保険者に引き渡される以前から補償対象受託物に存在した欠陥
 - ④ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合はこの規定を適用しません。
 - ⑤ 補償対象受託物に発生した自然発火または自然爆発
 - ⑥ 偶然な外來の事故に直接起因しない補償対象受託物の電気的事故または機械的事故
 - ⑦ 自然の消耗もしくは劣化(注7)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
 - ⑧ 風、雨、雪、^{ひょう}雷、^{じゆ}砂塵その他これらに類するものの吹込み(注8)またはこれらのものの漏入(注9)によって発生した補償対象受託物の損壊

(3)当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金を支払い

ません。

- ① 被保険者と同居する親族（注3）に対する損害賠償責任
 - ② 補償対象受託物が、その補償対象受託物を被保険者に委託した者に引き渡された後に発見された補償対象受託物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ③ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者がその補償対象受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任（注10）
 - ④ 補償対象受託物について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に補償対象受託物を使用したことによる損害賠償責任
- (4) 被保険者が第2条（補償の対象となる方一被保険者）(1)⑥に規定する者である場合は、本条(1)①から④までおよび⑥、本条(2)③ならびに本条(3)①から③までの「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

(注1) 職務には、アルバイトおよびインターンシップを含みません。なお、アルバイトとは、一時的、臨時に収入を得るために行う仕事または勉学と両立される形で行う仕事をいいます。また、インターンシップとは、在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した企業等内での就業体験を行うことをいい、各種免許交付または資格付与の条件として法令に定められている実習、実地修練、実技または就業等を含みません。

(注2) 不動産には、住宅の一部が専ら被保険者の職務（注1）の用に供される場合は、その部分を含みます。

(注3) 親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

(注4) 船舶・車両には、原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注5) 銃器には、空気銃は含みません。

(注6) 法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをおきます。

(注7) 自然の消耗もしくは劣化には、日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

(注8) 吹込みとは、窓・戸等建物または屋外設備の開口部から入り込むをいいます。

(注9) 漏入とは、屋根・壁等建物または屋外設備の外部のひび割れまたは隙間からしみ込むをいいます。

(注10) 損害賠償責任には、収益減少に基づく賠償責任を含みます。

」

第3条（支払保険金の変更）

この保険契約については、普通保険約款賠償責任条項第5条（支払保険金の計算）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

第5条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故につき当社の支払う賠償責任保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、賠償責任保険金額を限度とします。

$$\begin{array}{rcl} \boxed{\text{賠償責任保険金の額}} & = & \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} + \boxed{\text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金}} \\ \\ - & & \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}} - \boxed{\text{免責金額}} \end{array}$$

(2)当社は、本条(1)に定める賠償責任保険金に加えて、次表に掲げる費用（注1）の合計額を賠償責任保険金として支払います。なお、これらの費用（注1）については、その全額を支払います。

費用	説明
① 損害防止費用	基本条項第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(3)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	被保険者が基本条項第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(3)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。
③ 緊急措置費用	第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故により他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用をいいます。
④ 示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、ならびに基本条項第19条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）(2)およびこの特約第6条（当社による解決）(2)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用（注2）、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。

(3)本条(1)ただし書の規定にかかわらず、情報機器等（注3）に記録された情報（注4）のみの滅失または破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して支払うべき賠償責任保険金の額は、1回の事故につき、保険証券記載の記録情報限度額または賠償責任保険金額のいずれか低い額を限度とします。

（注1）費用を支出する際の措置・手続きを行うことによって得られなくなった

収入は含みません。

(注2) 訴訟費用には、本条(1)に規定する判決により支払を命ぜられた訴訟費用を含みません。

(注3) 情報機器等とは、情報を処理・伝達・加工・記録することができる機器（周辺機器を含みます。）をいいます。

(注4) 情報とは、プログラムまたはデータをいいます。

】

第4条（受託物に関する支払保険金の範囲）

被害受託物について正当な権利を有する者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、当社が被保険者に支払う賠償責任保険金の額は、事故の発生した地および時において、もしその事故がなかったとした場合に被害受託物が有していたであろう価額を超えないものとします。

第5条（当社による協力または援助）

- (1) 被保険者が賠償事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。
- (2) 日本国で発生した賠償事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、本条(1)の規定を適用しません。

第6条（当社による解決）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き（注）を行います。
- ① 被保険者が賠償事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合
 - ② 当社が損害賠償請求権者から第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合
- (2) 本条(1)の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、本条(1)の規定は適用しません。
- ① 1回の賠償事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、賠償責任保険金額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が本条(2)に規定する協力を拒んだ場合
 - ④ 日本国で発生した賠償事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- (注) 訴訟の手続きには、弁護士の選任を含みます。

第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して本条(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して本条(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき当社が普通保険約款賠償責任条項およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注1）を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事実があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人が存在しないこと。
- (3) 第6条(当社による解決)および本条の損害賠償額とは、次の算式により算出される額をいいます。

$$\boxed{\text{損害賠償額}} = \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額}}$$

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
 - (5) 本条(2)または(7)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
 - (6) 1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注2)が賠償責任保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は本条(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当社は本条(2)の規定にかかわらず、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ① 本条(2)④に規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められるとき。
 - ③ 当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
 - (7) 本条(6)②または③に該当する場合は、本条(2)の規定にかかわらず、当社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき当社が普通保険約款賠償責任条項およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注1)を限度とします。
 - (8) 日本国外で発生した賠償事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、本条(1)から(7)までの規定を適用しません。
- (注1) 同一賠償事故につき既に当社が支払った保険金または本条の規定に基づき支払った損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。
- (注2) 同一賠償事故につき既に当社が支払った保険金または本条の規定に基づき支払った損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第8条(損害賠償額の請求)

- (1) 損害賠償請求権者が第7条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を受けようとする場合、当社に対して損害賠償額の支払を請求しなければなりません。
- (2) 損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

損害賠償額請求に必要な書類または証拠

- ① 損害賠償額の請求書
- ② 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ③ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ④ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
- ⑥ 賠償事故による他人の財物の損壊に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が発生した物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が発生した物の写真（注2）
- ⑦ その他当社が第9条（損害賠償額の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3)損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
 - ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注3）
 - ② 本条(3)①に規定する者がいない場合または本条(3)①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ 本条(3)①および②に規定する者がいない場合または本条(3)①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、本条(3)①以外の配偶者（注3）または本条(3)②以外の3親等内の親族
- (4)本条(3)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (5)当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、本条(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6)損害賠償請求権者が、正当な理由がなく本条(5)の規定に違反した場合または本条(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (7)損害賠償額の請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行ふことはできません。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
 - ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

（注1）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注2）写真には、画像データを含みます。

（注3）配偶者は、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第9条（損害賠償額の支払）

(1)当社は、第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)または(6)ただし書きのいずれかに該当する場合には、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 損害賠償額の支払事由発生の有無	ア. 事故の原因 イ. 事故発生の状況 ウ. 損害発生の有無 エ. 被保険者に該当する事実
② 損害賠償額が支払われない事由の有無	損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 損害賠償額の算出	ア. 損害の額 イ. 事故と損害との関係 ウ. 治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ 本条(1)①から④までのほか、当社が支払うべき損害賠償額の確定	ア. 他の保険契約等の有無および内容 イ. 損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等

(2)本条(1)の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に對して通知するものとします。

事由	期間
① 本条(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② 本条(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3)本条(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合（注4）には、これらにより確認が遅延した期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4)本条(3)の場合のほか、損害賠償請求権者の事情によって当社が損害賠償額を支払うことができない期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(5)本条(1)から(4)までの規定による損害賠償額の支払は、損害賠償請求権者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1)請求完了日とは、損害賠償請求権者が第8条（損害賠償額の請求）(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2)次表「期間」に掲げる日数は、複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)照会には、弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4)その確認に応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第10条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1)第5条（当社による協力または援助）または第6条（当社による解決）(1)の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は1回の事故につき、賠償責任保険金額（注1）の範囲内で、次に掲げることを行なうことができます。

- ① 仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付けること。
- ② 仮差押えを免れるための供託金または上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託すること。
- ③ 供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けること。

(2)本条(1)③の規定により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金（注2）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(3)本条(1)の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、この特約により読み替えた普通保険約款賠償責任条項第5条（支払保険金の計算）(1)ただし書および(3)ならびにこの特約第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および同条(7)ただし書の規定は、その貸付金または供託金（注2）を既に支払った保険金とみなして適用します。

(4)本条(1)②または③の供託金（注2）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注2）の限度で、本条(1)②に規定する供託金（注2）または本条(1)③に規定する貸付金（注3）が保険金として支払われたものとみなします。

(5)普通保険約款基本条項第21条（保険金の請求）の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、本条(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(注1)同一事故につき既に当社が支払った保険金または第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注2)供託金には、利息を含みます。

(注3)貸付金には、利息を含みます。

第11条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(17) 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(五十音順)

	用語	説明
と	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。
は	発病	被保険者以外の医師の診断により発病と認定されたことをいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償の対象となる者であって、保険証券記載の者をいいます。
ほ	法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）をいいます。
	保険金	この特約により補償される特定感染症が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、後遺障害保険金（注）、入院保険金または通院保険金をいいます。 (注) 後遺障害保険金には、第5条（後遺障害保険金の追加支払）に規定する後遺障害保険金の追加支払を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）、被保険者または被保険者の親権者もしくは後見人の故意または重大な過失
 - ② 本条(1)①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わるのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ④ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑦ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された

物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑧ 本条(1)⑤から⑦までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故

⑨ 本条(1)⑦以外の放射線照射または放射能汚染

(2)当社は、普通保険約款の規定に従い、保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(3)当社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(4)本条(3)の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

(注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第4条（後遺障害保険金の計算）

(1)当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{後遺障害保険金の額} = \frac{\text{死亡・後遺障害保険金額}}{\times \text{普通保険約款別表2のそれぞれの等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}$$

(2)本条(1)の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、発病の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、本条(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3)普通保険約款別表2のそれぞれの等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、それぞれの等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4)同一の特定感染症の発病により、2種以上の後遺障害が発生した場合には、当社は、死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 普通保険約款別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② 本条(4)①以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ 本条(4)①および②以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ 本条(4)①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

(5)既に後遺障害のある被保険者が特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金支払割合}} = \boxed{\text{普通保険約款別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}$$

(6)この特約の規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ（注1）、死亡・後遺障害保険金額から普通保険約款傷害条項第5条（後遺障害保険金の計算）および本条(1)から(5)までの規定により支払った後遺障害保険金の額を差し引いた額をもって限度とします。

(注1)保険期間が1年を超える保険契約においては、「保険期間を通じ」を「同一契約年度（注2）内に発生した事故による傷害または発病した特定感染症に対して」と読み替えます。

(注2)契約年度とは、初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、始期日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

第5条（後遺障害保険金の追加支払）

当社は、第4条（後遺障害保険金の計算）の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病した日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、次の算式によって算出した額を追加して被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{追加して支払う額}} = \boxed{\text{当社が支払った後遺障害保険金の額}} \times \boxed{\text{保険証券記載の後遺障害追加支払倍数}}$$

第6条（入院保険金の計算）

(1)当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{入院保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数（注1）}}$$

(2)当社は、被保険者に法第18条第2項の規定による就業制限が課された場合は、被保険者が入院したものとみなします。

(3)本条(1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。

(4)被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては入院保険金を支払いません。

(注1)入院した日数は、180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(注2)医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第7条（通院保険金の計算）

(1)当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金の額} = \boxed{\text{通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院した日数（注）}}$$

(2)当社は、本条(1)の規定にかかわらず、第6条（入院保険金の計算）または普通保険約款の規定による入院保険金を支払うべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(3)被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては通院保険金を支払いません。

(注) 通院した日数は、90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

第8条（普通保険約款で支払う保険金に関する特則）

(1)普通保険約款の規定に基づき当社が支払うべき死亡保険金の額は、死亡・後遺障害保険金額から普通保険約款傷害条項第5条（後遺障害保険金の計算）およびこの特約第4条（後遺障害保険金の計算）の規定により支払った後遺障害保険金の額を差し引いた額とします。

(2)普通保険約款の規定に基づき当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額から普通保険約款傷害条項第5条（後遺障害保険金の計算）およびこの特約第4条（後遺障害保険金の計算）の規定により支払った後遺障害保険金の額を差し引いた額をもって限度とします。

(3)被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる普通保険約款傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被った場合であっても、当社は、その期間に対し普通保険約款に規定する入院保険金を支払いません。

(4)第6条（入院保険金の計算）の入院保険金を支払うべき期間中の通院に対しては、当社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

(5)被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる普通保険約款傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被った場合であっても、当社は、その期間に対し普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

第9条（発病時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1)被保険者が特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の請求の特則）

- (1)普通保険約款基本条項第21条(保険金の請求)(1)の規定にかかわらず、当社に対するこの特約の保険金請求権は、次に掲げる時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が発生した時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時。ただし、追加して支払う後遺障害保険金については、後遺障害保険金の支払が確定し、かつ第2条(保険金を支払う場合)の特定感染症を発病した日からその日を含めて180日を経過した時とします。
- ② 入院保険金については、入院が終了した時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③ 通院保険金については、被保険者が発病した第2条(保険金を支払う場合)の特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

第11条（保険金の支払）

- (1)当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 保険金の支払事由発生の有無	ア. 特定感染症の原因 イ. 特定感染症発病の状況 ウ. 特定感染症の症状 エ. 被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無	この保険契約において保険金が支払われない事由としている事由に該当する事実の有無
③ 保険金の額の算出	ア. 特定感染症の程度 イ. 治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

- (2)本条(1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② 本条(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日

④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条(1)①から④までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条(1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) 本条(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げた場合、またはその確認に応じなかった場合（注4）には、これらにより確認が遅延した期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) 本条(3)の場合のほか、被保険者または保険金を受け取るべき者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(5) 本条(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日とは、被保険者または保険金を受け取るべき者が第10条（保険金の請求の特則）(2)および普通保険約款基本条項第21条（保険金の請求）(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数は、複数に該当する場合、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会には、弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) その確認に応じなかった場合には、必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

第12条（当社の指定する医師が作成した診断書の要求）

(1) 当社は、第9条（発病時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定による通知または普通保険約款基本条項第21条（保険金の請求）およびこの特約第10条（保険金の請求の特則）の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の症状その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。

(2) 本条(1)の規定による診断のために要した費用（注）は、当社が負担します。

(注) 費用には、収入の喪失を含みません。

第13条（普通保険約款の不適用）

この特約については、普通保険約款傷害条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第9条（死亡の推定）まで、ならびに基本条項第5条（契約後に通知いただく事項—通知義務）、第14条（保険料の返還または追加保険料の請求—告知義務・通知義務の場合）(2)、第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）から第20条（先取特権）まで、第22条（保険金の支払）および第23条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）の規定は適用しません。

第14条（普通保険約款の読み替え）

(1) この特約については、普通保険約款「用語の説明」の「危険」の説明中「傷害、損失または損害」とあるのは「特定感染症」と読み替えて適用します。

(2) この特約については、普通保険約款傷害条項を次のとおり読み替えて適用します。

① 第10条（他の身体の障害または疾病の影響）(1)の規定中「被保険者

が被った第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害」とあるのは「被保険者が発病した特定感染症」、「被保険者が傷害を被った」とあるのは「特定感染症の発病の」、「事故」とあるのは「特定感染症」

② 第10条（他の身体の障害または疾病の影響）(2)の規定中「第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」

(3)この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条（保険料の払込方法）(2)の規定中「発生した事故による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ② 第3条（保険責任のおよぶ地域）の規定中「被った傷害、損失または損害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ③ 第4条（契約時に告知いただく事項－告知義務）(3)③の規定中「事故によって傷害、損失または損害を被る前に」とあるのは「特定感染症の発病の前に」
- ④ 第4条（契約時に告知いただく事項－告知義務）(4)の規定中「傷害、損失または損害の原因となる事故が発生した」とあるのは「特定感染症の発病の」
- ⑤ 第4条（契約時に告知いただく事項－告知義務）(5)の規定中「発生した傷害、損失または損害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ⑥ 第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(1)①の規定中「事故を発生させ、または発生させようとした」とあるのは「特定感染症を発病させ、または発病させようとした」
- ⑦ 第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(2)②の規定中「発生した傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ⑧ 第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(3)の規定中「事故（注3）の発生した」とあるのは「特定感染症（注3）が発病した」、「発生した事故（注3）による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した特定感染症（注3）」
- ⑨ 第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(注3)の規定中「事故とは」とあるのは「特定感染症とは」、「発生した事故」とあるのは「発病した特定感染症」
- ⑩ 第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・通知義務の場合）(7)の規定中「発生した事故による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ⑪ 第21条（保険金の請求）(5)の規定中「事故の内容、損害の額または傷害の程度等」とあるのは「特定感染症の発病の状況または程度等」、「本条(2)」とあるのは「この特約第10条（保険金の請求の特則）(2)」
- ⑫ 第21条（保険金の請求）(6)の規定中「本条(2)、(3)もしくは(5)の書類」とあるのは「本条(3)もしくは(5)もしくはこの特約第10条（保険金の請求の特則）(2)の書類」
- ⑬ 第24条（時効）の規定中「第21条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第10条（保険金の請求の特則）(1)に定める時」
- ⑭ 第25条（代位）(1)の規定中「この普通保険約款および特約に規定する傷害および損失」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症」、「その傷害および損失」とあるのは「その特定感染症」

第15条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表（第10条（保険金の請求の特則）関係）

保険金請求書類

提出書類

(1)保険金請求書
(2)保険証券
(3)保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
(4)入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
(5)被保険者に就業制限（注1）が課されたことおよび就業制限日数を記載した被保険者以外の医師または公的機関の証明書
(6)被保険者の印鑑証明書
(7)委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
(8)その他当社が第11条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）就業制限とは、法第18条第2項の規定による就業制限をいいます。

（注2）委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

（18）学業費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（五十音順）

	用語	説明
か	学資費用保険金額	第4条（学資費用保険金の計算）(1)に規定する損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の学資費用保険金額をいいます。
し	支払対象期間	支払対象期間開始日から、支払対象期間終了日までの期間をいいます。
	支払対象期間開始日	扶養者が扶養不能状態となった日の翌日をいいます。
	支払対象期間終了日	保険証券記載の学業費用補償特約の支払対象期間終了日をいいます。
	支払年度	初年度については、支払対象期間開始日から1年以内に到来する支払対象期間終了日の応当日までとし、次年度以降については、支払対象期間終了日の応当日から1年間をいいます。
	進学費用保険金額	第5条（進学費用保険金の計算）(1)に規定する損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の進学費用保険金額をいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。
ふ	扶養不能状態	第2条（保険金を支払う場合）(1)に規定する状態をいいます。
ほ	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、

学資費用保険金および進学費用保険金をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1)当社は、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によって、その身体に傷害を被り、その直接の結果として、次のいずれかに該当する状態になった場合には、それによって扶養者に扶養されなくなることにより被保険者が被った損害に対して、この特約および普通保険約款基本条項の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

- ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
 - ② 本条(1)①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生し、その後遺障害が普通保険約款別表2の第2級に掲げる保険金支払割合以上の保険金支払割合に認定された場合
 - ③ 本条(1)①および②以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表2の第3級(3)または(4)に掲げる後遺障害が発生した場合
- (2)本条(1)の規定にかかわらず、扶養者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。
- (3)普通保険約款別表2のそれぞれの等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、それぞれの等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4)同一事故により、2種以上の後遺障害が発生した場合の支払割合は、次に掲げるものとします。

- ① 普通保険約款別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
- ② 本条(4)①以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ 本条(4)①および②以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それらの後遺障害に対する普通保険約款別表2に定める保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ 本条(4)①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

(5)既に後遺障害のある扶養者が本条(1)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した割合を保険金支払割合とします。

$$\text{保険金支払割合} = \frac{\text{普通保険約款別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}$$

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1)当社は、普通保険約款傷害条項第2条(保険金を支払わない場合ーその1)
(1)ならびに(2)(2)および(3)のいずれかに該当する事由によって発生した傷害の直接の結果として、扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しては、保険金を支払いません。この場合においては、普通保険約款傷害条項第2条(保険金を支払わない場合ーその1)の規定を次のとおり読み替えて適用するものとします。
- ① 普通保険約款傷害条項第2条(保険金を支払わない場合ーその1)(1)
①の規定中「保険契約者(注1)、被保険者または被保険者の親権者もしくは後見人」とあるのは、「保険契約者(注1)、被保険者または扶養者」
- ② 普通保険約款傷害条項第2条(保険金を支払わない場合ーその1)(1)
②の規定中「死亡保険金」とあるのは、「保険金」、「傷害保険金」とあるのは、「保険金」
- ③ 普通保険約款傷害条項第2条(保険金を支払わない場合ーその1)(1)
③から⑧までの規定中「被保険者」とあるのは、「扶養者」
- ④ 普通保険約款傷害条項第2条(保険金を支払わない場合ーその1)(1)
⑦の規定中「傷害保険金」とあるのは、「保険金」
- ⑤ 普通保険約款傷害条項第2条(保険金を支払わない場合ーその1)(2)
②および③の規定中「被保険者」とあるのは、「扶養者」、「傷害保険金」とあるのは、「保険金」
- (2)当社は、扶養者が扶養不能状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合には、保険金を支払いません。

第4条（学資費用保険金の計算）

- (1)当社は、扶養者が扶養不能状態となり、被保険者が支払対象期間中に発生した学資費用を負担したことによって被った損害に対して、学資費用保険金を被保険者に支払います。
- (2)本条(1)の学資費用は、被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用(注)をいいます。
- (3)学資費用保険金の支払額は、支払対象期間中のそれぞれの支払年度について、学資費用保険金額を限度とします。
- (4)本条(1)から(3)までの規定は、保険証券に学資費用保険金額が記載された場合に適用されます。
- (注) 在学期間中に毎年必要となる費用とは、授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等をいいます。

第5条（進学費用保険金の計算）

- (1)当社は、扶養者が扶養不能状態となり、被保険者が支払対象期間中に発生した進学費用を負担したことによって被った損害に対して、進学費用保険金を被保険者に支払います。
- (2)本条(1)の進学費用は、被保険者が進学する際に、進学する学校に納付する費用のうち、第4条(学資費用保険金の計算)(2)の学資費用以外の費用(注)をいいます。
- (3)進学費用保険金の支払額は、支払対象期間を通じて進学費用保険金額を限度とします。
- (4)本条(1)から(3)までの規定は、保険証券に進学費用保険金額が記載された場合に適用されます。
- (注) 第4条(学資費用保険金の計算)(2)の学資費用以外の費用とは、入学金、納付が義務付けられている寄付金等をいいます。

第6条（死亡の推定）

扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または

遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお扶養者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、扶養者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

(1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、費用の額（注2）を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

(2)本条(1)の規定は、学資費用保険金および進学費用保険金ごとに適用します。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 費用の額とは、第4条（学資費用保険金の計算）(2)に規定する学資費用および第5条（進学費用保険金の計算）(2)に規定する進学費用の額をいいます。また、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1)扶養者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは扶養者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知すること。

③ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知すること。

④ 本条(1)①から③までのほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(2)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第9条（保険金の請求の特則）

- (1)普通保険約款基本条項第21条（保険金の請求）(1)の規定にかかわらず、当社に対するこの特約の保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

第10条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1)当社は、第8条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定による通知または第9条（保険金の請求の特則）の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した扶養者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2)本条(1)の規定による診断または死体の検案のために要した費用（注）は、当社が負担します。

（注）費用には、収入の喪失を含みません。

第11条（普通保険約款の不適用）

普通保険約款基本条項第12条（被保険者による保険契約の解約請求）、第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）、第19条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）、第20条（先取特権）および第23条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）の規定は適用しません。

第12条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 「用語の説明」の「事故」の規定中「上記①から③までに規定する事故」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の事故」
- ② 基本条項第21条（保険金の請求）(5)の規定中「本条(2)」とあるのは、「この特約第9条（保険金の請求の特則）(2)」
- ③ 基本条項第21条（保険金の請求）(6)の規定中「本条(2)、(3)もしくは(5)の書類」とあるのは「本条(3)もしくは(5)もしくはこの特約第9条（保険金の請求の特則）(2)の書類」
- ④ 基本条項第22条（保険金の支払）の（注1）の規定中「第21条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続き」とあるのは「第21条（保険金の請求）(3)およびこの特約第9条（保険金の請求の特則）(2)の規定による手続き」
- ⑤ 基本条項第24条（時効）の規定中「第21条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第9条（保険金の請求の特則）(1)に定める時」

第13条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

別表（第9条（保険金の請求の特則）関係）

保険金請求書類

提出書類

(1)保険金請求書

(2)保険証券

(3)当社の定める傷害状況報告書
(4)公の機関（注1）の事故証明書
(5)死亡診断書もしくは死体検査書または後遺障害の程度を証明する扶養者以外の医師の診断書
(6)被保険者が学資費用または進学費用を負担したことおよびその金額を証明する書類
(7)被保険者の印鑑証明書
(8)被保険者の戸籍謄本
(9)扶養者が死亡した時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類
(10)委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
(11)その他当社が普通保険約款基本条項第22条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）公の機関については、やむを得ない場合、第三者とします。

（注2）委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

（19）救援者費用等補償（入院ワイド型）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
き	救援者	救援対象者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族をいい、これらの者の代理人を含みます。
け	現地	事故発生地または救援対象者の収容地をいいます。
し	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
そ	捜索	救援対象者を捜索、救助または移送することをいいます。
ち	治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）医師とは、救援対象者以外の医師をいいます。
と	渡航手続費	旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第3条（救援対象者および被保険者）(2)に規定する者をいいます。
ほ	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、救援者費用等保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1)当社は、救援対象者が次のいずれかに該当したことにより、被保険者が費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款基本条項の規定に従い、保険金をその費用の負担者に支払います。

- ① 保険期間中に、救援対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
- ② 保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な搜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合
- ③ 保険期間中に救援対象者の居住の用に供される住宅（注1）外において急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次のいずれかに該当した場合

ア. 死亡した場合

イ. 繼続して3日以上入院（注2）した場合

(2)本条(1)③の入院日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注3）であるときには、その処置日数を含みます。

（注1）住宅には、敷地を含みます。

（注2）入院について、他の病院または診療所に移転した場合、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。この場合において、救援対象者が医師である場合は、救援対象者以外の医師をいいます。

（注3）医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第3条（救援対象者および被保険者）

(1)この特約における救援対象者は、普通保険約款の被保険者として保険証券に記載された者とします。

(2)この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 保険契約者
- ② 救援対象者
- ③ 救援対象者の親族

第4条（費用の範囲）

第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 捜索救助費用

　　搜索活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。

- ② 交通費

　　救援者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、第2条（保険金を支払う場合）(1)②の場合において、救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な搜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は含みません。

③ 宿泊料

現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、第2条（保険金を支払う場合）(1)②の場合において、救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な搜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は含みません。

④ 移送費用

次に規定するいずれかの費用をいいます。

ア. 死亡した救援対象者を現地から保険証券記載の救援対象者の住所（注1）または扶養者の住所のうちいいずれかの住所に移送するために要した遺体輸送費用

イ. 治療を継続中の救援対象者を現地から保険証券記載の救援対象者の住所（注1）もしくは扶養者の住所のうちいいずれかの住所またはこれらの住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（注2）。ただし、救援対象者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または救援対象者が負担することを予定していた帰宅のための運賃は移転費（注2）の額から差し引きます。

⑤ 諸雑費

救援者の渡航手続費および救援者または救援対象者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、救援対象者の遺体処理費等をいいます。これらの費用については、地域毎に次表に掲げる金額を限度とします。

地域（注3）	金額
日本国内	3万円
日本国外	20万円

（注1）救援対象者の住所とは、転居した場合、転居先の住所をいいます。

（注2）移転費には、治療のため医師または職業看護師が付き添うことを要する場合、その費用を含みます。

（注3）地域とは、救援対象者が第2条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当した地域をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合）

(1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって第2条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当したことにより発生した損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）の故意または重大な過失
- ② 被保険者または救援対象者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被った損害またはその救援対象者について被った損害に限ります。
- ③ 本条①②に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。
- ④ 救援対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為。ただし、保険金を支払わないのはその救援対象者の行った行為に限ります。
- ⑤ 救援対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故。ただし、保険金を支払わないのはその救援対象者に発生した事故に限ります。
 - ア. 救援対象者が法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 救援対象者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 救援対象者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ⑥ 救援対象者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその救援対象者に発生した事故に限ります。
- ⑦ 救援対象者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑧ 当社が保険金を支払うべき傷害の治療以外の救援対象者に対する外科的手術その他の医療処置
- ⑨ 救援対象者に対する刑の執行
- ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑪ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑫ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑬ 本条(1)⑩から⑫までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑭ 本条(1)⑫以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑮ 救援対象者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間に発生した事故

(2)当社は、救援対象者が^{筋肉}頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第2条（保険金を支払う場合）(1)③イ. の入院をしたことにより発生した損害に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(3)当社は、救援対象者が次のいずれかに該当する事由によって第2条（保険金を支払う場合）(1)③に該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 救援対象者の入浴中の溺水（注6）。ただし、入浴中の溺水（注6）が、救援対象者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害によって発生した場合には、保険金を支払います。
- ② 救援対象者の誤嚥（注7）によって発生した肺炎。この場合、誤嚥（注7）の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(注6) 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

(注7) 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

第6条（支払保険金の計算）

- (1)当社が支払う保険金の額は、第4条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、第2条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかと同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額（注1）とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、契約年度（注2）ごとに保険金額をもって限度とします。
 - (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害賠償金の給付を受けることができた場合には、その給付を受けた金額を本条(1)の費用相当額（注1）から差し引いて、その残額を支払います。
- (注1) 費用相当額には、この保険契約を締結していなければ発生しなかった費用を含みません。
- (注2) 契約年度とは、初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、

それぞれの始期日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、始期日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が、第4条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	第4条（費用の範囲）の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第8条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、救援対象者が第2条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当したことを知った場合は、同条(1)のいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

① 第2条（保険金を支払う場合）(1)①または②の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生の状況

② 第2条（保険金を支払う場合）(1)③の場合は、事故発生の状況および傷害の程度

(2) 本条(1)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、本条(1)および(2)のほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく本条(1)から(3)までの規定に違反した場合または本条(1)もしくは(2)の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第9条（保険金の請求の特則）

(1) 普通保険約款基本条項第21条（保険金の請求）(1)の規定にかかわらず、当社に対するこの特約の保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害が発生した時から発生し、これ行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合

は、別表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

第10条（普通保険約款の不適用）

普通保険約款基本条項第12条（被保険者による保険契約の解約請求）、第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）、第19条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）および第20条（先取特権）の規定は適用しません。

第11条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 「用語の説明」の「事故」の規定中「上記①から③までに規定する事故」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当したこと」
- ② 基本条項第21条（保険金の請求）(5)の規定中「本条(2)」とあるのは、「この特約第9条（保険金の請求の特則）(2)」
- ③ 基本条項第21条（保険金の請求）(6)の規定中「本条(2)、(3)もしくは(5)の書類」とあるのは「本条(3)もしくは(5)もしくはこの特約第9条（保険金の請求の特則）(2)の書類」
- ④ 基本条項第22条（保険金の支払）(注1)の規定中「第21条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続き」とあるのは「第21条（保険金の請求）(3)およびこの特約第9条（保険金の請求の特則）(2)の規定による手続き」
- ⑤ 基本条項第24条（時効）の規定中「第21条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第9条（保険金の請求の特則）(1)に定める時」

第12条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表（第9条（保険金の請求の特則）関係）

保 険 金 請 求 書 類

提出書類

(1)保険金請求書
(2)保険証券
(3)救援対象者が第2条（保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当したことを証明する書類
(4)保険金の支払を受けようとする第4条（費用の範囲）に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
(5)被保険者の印鑑証明書
(6)委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
(7)その他当社が普通保険約款基本条項第22条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注）委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

(20) 借家人賠償責任補償(オールリスク) 特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(五十音順)

	用語	説明
か	貸主	転貸人を含みます。
し	事故	第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故をいいます。
	借用住宅	被保険者が借用または使用する保険証券記載の被保険者住所に所在する建物または住戸室をいい、転居した場合は転居先の建物または住戸室をいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第3条（補償の対象となる方一被保険者）に規定する者をいいます。
ほ	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、借家人賠償責任保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、日本国内において借用住宅が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する事故により損壊した場合において、被保険者が借用住宅についてその貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款基本条項の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

第3条（補償の対象となる方一被保険者）

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 保険証券記載の被保険者（注1）
- ② 本条①の被保険者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）。ただし、その責任無能力者に関する第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故に限ります。

（注1）保険証券記載の被保険者と借用住宅の貰借名義人が異なる場合には、その貰借名義人を含みます。

（注2）責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。なお、親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1)当社は、被保険者が普通保険約款賠償責任条項第3条（保険金を支払わない場合ーその1）に掲げる事由によって発生した損害および同条項第4条（保険金を支払わない場合ーその2）に掲げる損害賠償責任（注1）のいずれかを負担することによって被った損害のほか、次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任。
ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事については、この規定を適用しません。
- ② 被保険者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された借用住宅の損壊に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者の指図に起因する損害賠償責任

(2)当社は、借用住宅に発生した次のいずれかに該当する事由により被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 借用住宅の欠陥によって発生した損壊
- ② 借用住宅の自然の消耗もしくは劣化（注2）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ③ 借用住宅の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または借用住宅の汚損（注3）であって、借用住宅ごとに、その借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わないもの

(3)被保険者が第3条（補償の対象となる方ー被保険者）②に規定する者である場合は、本条(1)③の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

(注1) 同条項第4条（保険金を支払わない場合ーその2）に掲げる損害賠償責任には、同条⑥の損害賠償責任を含みません。

(注2) 自然の消耗もしくは劣化には、日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

(注3) 汚損には、落書きによる汚損を含みます。

第5条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} + \boxed{\text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金}}$$
$$- \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

(2)当社は、本条(1)に定める保険金に加えて、次表に掲げる費用（注1）の合計額を保険金として支払います。なお、これらの費用（注1）については、その全額を支払います。

費用	説明
① 損害防止費用	第7条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	第7条(事故発生時の義務および義務違

	反の場合の取扱い) (1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。
③ 示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用。および普通保険約款基本条項第19条(損害賠償の請求を受けた場合の特則) (2)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
④ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用(注2)、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。

(注1) 費用については、費用を支出する際の措置・手続きによって得られなくなった収入は対象となりません。

(注2) 訴訟費用には、本条(1)に規定する判決により支払を命ぜられた訴訟費用を含みません。

第6条 (他の保険契約等がある場合の取扱い)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が、損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条 (事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、

<p>ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに借用住宅の貸主の住所および氏名または名称</p> <p>イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称</p> <p>ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容</p>	<p>当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。</p>
<p>③ 他人（注1）に損害賠償の請求（注2）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続きをすること。</p>	<p>保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人（注1）に損害賠償の請求（注2）をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。</p>
<p>④ 損害賠償の請求（注2）を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。</p>	<p>保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。</p>
<p>⑤ 損害賠償の請求（注2）についての訴訟を提起した場合または提起された場合は、これを遅滞なく当社に通知すること。</p>	<p>保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。</p>
<p>⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注3）について遅滞なく当社に通知すること。</p>	
<p>⑦ 本条(1)①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合に、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。</p>	

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)②の事項について事実と異なることを告げた場合または本条(1)⑦の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 他人とは、被保険者以外の者をいいます。

(注2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注3) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第8条（保険金の請求の特則）

(1) 普通保険約款基本条項第21条（保険金の請求）(1)の規定にかかわらず、当社に対するこの特約の保険金請求権は、被保険者が借用住宅の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と借用住宅の貸主との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

第9条（普通保険約款の不適用）

普通保険約款基本条項第3条（保険責任のおよぶ地域）および第12条（被保険者による保険契約の解約請求）の規定は適用しません。

第10条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 基本条項第20条（先取特権）(1)の規定中「賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故による他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能にかかる」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故による借用住宅の損壊にかかる」
- ② 基本条項第20条（先取特権）(2)および(3)の規定中「賠償責任保険金」とあるのは「借家人賠償責任保険金」
- ③ 基本条項第20条（先取特権）(注)の規定中「賠償責任条項第5条（支払保険金の計算）(2)の費用に対する保険金請求権」とあるのは「この特約第5条（支払保険金の計算）(2)の費用に対する保険金請求権」
- ④ 基本条項第21条（保険金の請求）(5)の規定中「本条(2)」とあるのは「この特約第8条（保険金の請求の特則）(2)」
- ⑤ 基本条項第21条（保険金の請求）(6)の規定中「本条(2)、(3)もしくは(5)の書類」とあるのは「本条(3)もしくは(5)もしくはこの特約第8条（保険金の請求の特則）(2)の書類」
- ⑥ 基本条項第22条（保険金の支払）(注1)の規定中「第21条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続き」とあるのは「第21条（保険金の請求）(3)およびこの特約第8条（保険金の請求の特則）(2)の規定による手続き」
- ⑦ 基本条項第24条（時効）の規定中「第21条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第8条（保険金の請求の特則）(1)に定める時」

第11条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表（第8条（保険金の請求の特則）(2)関係）

保険金請求書類

提出書類
(1)保険金請求書
(2)保険証券
(3)被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
(4)被害が発生した借用住宅の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が発生した借用住宅の写真（注2）
(5)被保険者の印鑑証明書
(6)委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注3）
(7)その他当社が普通保険約款基本条項第22条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証

拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 修理等に要する費用の見積書は、既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 被害が発生した借用住宅の写真には、画像データを含みます。

(注3) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

(21) 携行品損害補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(五十音順)

	用語	説明
さ	再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。
し	事故	第2条（保険金を支払う場合）に規定する偶然な事故をいいます。
	修理費	損害が発生した地および時において、損害が発生した保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認められたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
	乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（注）、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。 (注) 乗車船券・航空券には、定期券を含みません。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ	保険価額	損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。
	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、携行品損害保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
	保険の対象の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（注）を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が発生した地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 (注) 減価額は、保険の対象が現に使用されている場合

		であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。
み	身の回り品	被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、偶然な事故によって保険の対象に発生した損害に対して、この特約および普通保険約款基本条項の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 本条①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わるのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者と同居する親族（注3）の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、この規定を適用しません。
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 被保険者が法令に定められた運転資格（注4）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ 本条⑤から⑦までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑨ 本条⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑩ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合はこの規定を適用しません。
- ⑪ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって発生した損害については、この規定を適用しません。
- ⑫ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注7）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発

- 酵もしくは自然発熱その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- (13) 保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損（注8）であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないもの
- (14) 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、偶然な外来の事故に起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって発生した火災による損害については、この規定を適用しません。
- (15) 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に発生した損害については、この規定を適用しません。
- (16) 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 親族とは、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
- (注4) 法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。
- (注5) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注6) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注7) 自然の消耗もしくは劣化には、日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (注8) 汚損には、落書きによる汚損を含みます。

第4条（保険の対象およびその範囲）

- (1) 保険の対象は、被保険者の居住の用に供される住宅（注1）外において、被保険者が携行している身の回り品に限ります。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 株券、手形その他の有価証券（注2）、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 預金証書または貯金証書（注3）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに類する物
 - ③ 稿本、設計書、図案、証書（注4）、帳簿、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については、保険の対象に含まれます。
 - ④ 船舶（注5）、航空機、自動車等、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品
 - ⑤ 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびラジコン模型ならびにこれらの付属品
 - ⑥ 義歯、義肢、その他これらに類する物
 - ⑦ 動物および植物
 - ⑧ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ（注6）その他これらに類する物
 - ⑨ その他下欄記載の物

眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品

- (注1) 住宅には、敷地を含みます。
- (注2) その他の有価証券には、乗車券等、定期券、通貨および小切手を含みません。これらについては、保険の対象に含まれます。
- (注3) 預金証書または貯金証書には、通帳およびキャッシュカードを含みます。
- (注4) 証書には、運転免許証およびパスポートを含みます。
- (注5) 船舶には、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

(注6) プログラム、データは、市販されていないものをいいます。

第5条（損害の額の決定）

- (1)当社が保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
(2)本条(1)の場合において、損害が発生した保険の対象の損傷を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって損害の額を算出します。

$$\boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額（注）}} - \boxed{\text{修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額}}$$

- (3)保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が発生したときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、本条(1)および(2)の規定によって損害の額を決定します。
(4)次の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および本条(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害の額とします。
① 第8条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 第8条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
(5)本条(1)から(4)までの規定によって計算された損害の額が、その損害が発生した保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害の額とします。
(6)本条(1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した本条(4)
①および②の費用の合計額を損害の額とします。
(7)保険の対象の1個、1組または1対について損害の額が10万円を超える場合は、当社は、そのものの損害の額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合において、保険の対象の損害の額の合計額が5万円を超えるときは、当社は、それらのものの損害の額を5万円とみなします。
(注) 増加額については、保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

第6条（支払保険金の計算）

- (1)当社が支払う保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

- (2)本条(1)の規定にかかわらず、当社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、契約年度（注）ごとに保険金額を限度とします。
(注) 契約年度とは、初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年末満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、始期日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、第5条（損害の額の決定）の規定による損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
②　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	第5条（損害の額の決定）の規定による損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

（注1）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

（1）保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
①　損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
②　次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに損害の程度 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社はそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③　損害が盗難によって発生した場合には、遅滞なく警察署へ届け出ること。ただし、次の場合には警察署への届出のほかにそれぞれ次の届出を遅滞なく行うこと。 ア. 盗難にあった保険の対象が小切手の場合は、その小切手の振出人（注1）および支払金融機関への届出 イ. 盗難にあった保険の対象が乗車券等の場合は、その	

<p>運輸機関、その宿泊機関または発行者への届出</p> <p>④ 他人に損害賠償の請求(注2)をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続きをすること。</p>	<p>保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求(注2)をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。</p>
<p>⑤ 他の保険契約等の有無および内容(注3)について、遅滞なく当社に通知すること。</p>	<p>保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。</p>
<p>⑥ 本条(1)①から⑤までのほか当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合に、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。</p>	

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)②、③もしくは⑤の通知について事実と異なることを告げた場合または本条(1)⑥の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) その小切手の振出人には、振出人が被保険者である場合を含みません。

(注2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注3) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第9条（保険金の請求の特則）

- (1) 普通保険約款基本条項第21条(保険金の請求)(1)の規定にかかわらず、当社に対するこの特約の保険金請求権は、事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

第10条（被害物の調査）

保険の対象について損害が発生した場合は、当社は、保険の対象および損害の調査と関連して必要となる事項を調査することができます。

第11条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗難にあった保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なくその旨を当社に通知しなければなりません。

第12条（残存物および盗難品の所有権について）

- (1) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社が所有権を取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者が有するものとします。
- (2) 盗難にあった保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、回収するために支出した費用を除き、盗難の損害はなかったものとみなします。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、乗車券等が払戻期間を過ぎて回収された場

合は損害が発生したものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害の額より小さいときは、その差額についても損害が発生したものとみなします。

(4)保険の対象が盗難にあった場合に、当社が保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の保険価額（注1）に対する割合によって、その盗難にあった保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

(5)本条(4)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（注2）を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(6)本条(2)または(5)の場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に発生した保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害の額は第5条（損害の額の決定）の規定によって決定します。

（注1）保険価額は、保険の対象が乗車券等の場合は損害の額とします。

（注2）支払を受けた保険金に相当する額は、第5条（損害の額の決定）(4)①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第13条（普通保険約款の不適用）

普通保険約款基本条項第12条（被保険者による保険契約の解約請求）、第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）、第19条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）および第20条（先取特権）の規定は適用しません。

第14条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第21条（保険金の請求）(5)の規定中「本条(2)」とあるのは、「この特約第9条（保険金の請求の特則）(2)」
- ② 第21条（保険金の請求）(6)の規定中「本条(2)、(3)もしくは(5)の書類」とあるのは「本条(3)もしくは(5)もしくはこの特約第9条（保険金の請求の特則）(2)の書類」
- ③ 第22条（保険金の支払）(注1)の規定中「第21条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続き」とあるのは「第21条（保険金の請求）(3)およびこの特約第9条（保険金の請求の特則）(2)の規定による手続き」
- ④ 第24条（時効）の規定中「第21条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第9条（保険金の請求の特則）(1)に定める時」

第15条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表（第9条（保険金の請求の特則）(2)関係）

保険金請求書類

提出書類

- | |
|--|
| (1)保険金請求書 |
| (2)保険証券 |
| (3)当社の定める事故状況報告書 |
| (4)保険の対象の損害の程度を証明する書類 |
| (5)公の機関（注1）の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限ります。 |

(6)被保険者の印鑑証明書
(7)委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
(8)その他当社が普通保険約款基本条項第22条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 公の機関については、やむを得ない場合、第三者とします。

(注2) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

(22) 新価保険特約（携行品損害補償特約用）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、携行品損害補償特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
き	貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。

第1条（損害の額の決定）

(1)この保険契約については、携行品損害補償特約第5条（損害の額の決定）の規定にかかわらず、当社が同特約第2条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損害の額は、保険の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が発生した保険の対象の損傷を修理することができるときには、再調達価額を限度とし、次の算式によって損害の額を算出します。

$$\boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額}}$$

(2)本条(1)の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等の場合には、当社が携行品損害補償特約第2条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。この場合において、損害が発生した保険の対象の損傷を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって損害の額を算出します。

$$\boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額（注1)}} - \boxed{\text{修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額}}$$

(3)保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が発生したときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、本条(1)および(2)の規定によって損害の額を決定します。

(4)次の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および本条(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害の額とします。

- ① 携行品損害補償特約第8条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 携行品損害補償特約第8条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

(5)本条(1)から(4)までの規定によって計算された損害の額が、その損害が発生した保険の対象の再調達価額（注2）を超える場合は、その再調達価額（注2）をもって損害の額とします。

(6)本条(1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した本条(4)①および②の費用の合計額を損害の額とします。

(7)保険の対象の1個、1組または1対について損害の額が10万円を超える場合は、当社は、そのものの損害の額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合において、保険の対象の損害の額の合計額が5万円を超えるときは、当社は、それらのものの損害の額を5万円とみなします。

(注1) 増加額については、保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

(注2) 再調達価額は、保険の対象が貴金属等である場合には保険価額とします。

第2条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

当社は、この特約により、携行品損害補償特約第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等以外のものである場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのない他の保険契約等があるときは、次の算式によって算出した額を携行品損害補償特約第2条（保険金を支払う場合）の保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額（注1）を限度とします。

保険金の額	=	損害の額（注2）	-	再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのない他の保険契約等によって支払われるべき保険金または共済金の支払額の合計額
-------	---	----------	---	--

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した当社が支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第3条（携行品損害補償特約の不適用）

携行品損害補償特約第5条（損害の額の決定）の規定は適用しません。

第4条（携行品損害補償特約の読み替え）

この保険契約については、携行品損害補償特約を次のとおり読み替えて適用します

- ① 第12条（残存物および盗難品の所有権について）(4)の規定中「保険価額」とあるのは「再調達価額」
- ② 第12条（残存物および盗難品の所有権について）(6)の規定中「第5

- 条（損害の額の決定）」とあるのは、「この特約第1条（損害の額の決定）」
- ③ 第12条（残存物および盗難品の所有権について）（注1）の規定中「保険価額」とあるのは「再調達価額」、「保険の対象が乗車券等の場合は損害の額」とあるのは、「保険の対象が貴金属等である場合には保険価額、保険の対象が乗車券等の場合は損害の額」
- ④ 第12条（残存物および盗難品の所有権について）（注2）の規定中「第5条（損害の額の決定）（4）①」とあるのは「この特約第1条（損害の額の決定）（4）①」

第5条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、携行品損害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

（23）生活用動産補償（実損補償型）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（五十音順）

	用語	説明
さ	再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。
し	事故	第2条（保険金を支払う場合）に規定する偶然な事故をいいます。
	修理費	損害が発生した地および時において、損害が発生した保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
せ	生活用動産	生活の用に供する家具、什器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいいます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ	保険価額	損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。
	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、生活用動産補償保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

保険の対象の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（注）を差し引いた額をいいます。（注）減価額は、保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。
----------	---

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、日本国内において偶然な事故によって、保険の対象について発生した損害に対して、この特約および普通保険約款基本条項の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

第3条（保険の対象およびその範囲）

- (1) この特約における保険の対象は、被保険者が所有する生活用動産とします。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、被保険者の親族が居住する建物内に所在する被保険者の生活用動産は、保険の対象に含まれません。ただし、賃貸借契約を締結して被保険者が単独で居住している建物の戸室内の生活用動産については、保険の対象に含まれます。
- (3) 本条(1)および(2)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
 - ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書（注1）、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 定期券、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、クーポン券、航空券、旅券その他これらに類する物
 - ③ 稿本、設計書、図案、証書（注2）、帳簿、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については、保険の対象に含まれます。
 - ④ 貴金属、宝玉、宝石および書画、骨董、彫刻物その他これらに類する美術品
 - ⑤ 眼鏡、コンタクトレンズ、義歯、義肢その他これらに類する物
 - ⑥ ハンググライダー、ウインドサーフィン、パラセール、アクアラングその他これらに類する物
 - ⑦ 船舶（注3）、自動車等およびこれらの付属品
 - ⑧ 動物および植物
 - ⑨ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ（注4）その他これらに類する物
 - ⑩ その他下欄記載の物

（注1）預金証書または貯金証書には、通帳およびキャッシュカードを含みます。

（注2）証書には、運転免許証およびパスポートを含みます。

（注3）船舶には、ヨット、モーターboat、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

（注4）プログラム、データは、市販されていないものをいいます。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 本条①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わるのは、その者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居する親族の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、この規定を適用しません。
- ④ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合はこの規定を適用しません。
- ⑤ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって発生した損害については、この規定を適用しません。
- ⑥ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注3）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ⑦ 保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損（注4）であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないもの
- ⑧ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、偶然な外来の事故に起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって発生した火災による損害については、この規定を適用しません。
- ⑨ 保険の対象に対する修理、調整の作業（注5）上の過失または技術の拙劣。ただし、保険の対象に対する修理、調整の作業（注5）上の過失または技術の拙劣によって発生した火災による損害については、この規定を適用しません。
- ⑩ 詐欺または横領
- ⑪ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- ⑫ 台風、暴風、暴風雨、旋風、竜巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災。ただし、火災によって発生した損害を含みません。

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

（注3）自然の消耗もしくは劣化には、日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

（注4）汚損には、落書きによる汚損を含みます。

（注5）修理、調整の作業には、点検または試運転を伴う場合、これらを含みます。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 次のいずれかに該当する事由によって発生した損害には、本条①から③までの事由によって発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して発生した損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故が本条①から③までの事由によって延焼または拡大して発生した損害を含みます。

(注2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第6条（損害の額の決定）

- (1) 当社が保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
(2) 本条(1)の場合において、損害が発生した保険の対象の損傷を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって損害の額を算出します。

$$\boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{修理費}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{修理によって保険} \\ \text{の対象の価額が増} \\ \text{加した場合は、そ} \\ \text{の増加額（注）} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{修理に伴って} \\ \text{発生した残存} \\ \text{物がある場合} \\ \text{は、その価額} \end{array}}$$

(注) 増加額については、保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

第7条（支払保険金の計算）

当社が支払う保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額をもって限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

第8条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに損害の程度 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 損害が盗難によって発生し	

た場合には、遅滞なく警察署へ届け出ること。	
④ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求(注1)をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 本条(1)①から⑤までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)②もしくは⑤の通知もしくは説明について事実と異なることを告げた場合または本条(1)⑥の書類に事実と異なる記載をした場合、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第9条（保険金の請求の特則）

(1)普通保険約款基本条項第21条（保険金の請求）(1)の規定にかかわらず、当社に対するこの特約の保険金請求権は、事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

第10条（被害物の調査）

保険の対象について損害が発生した場合は、当社は、保険の対象および損害の調査と関連して必要となる事項を調査することができます。

第11条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が、第6条（損害の額の決定）の規定による損害の額(注2)を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	第6条（損害の額の決定）の規定による損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第12条（損害防止費用）

(1) この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われない場合（注1）を除き、保険契約者または被保険者が、損害の発生および拡大を防止するために要した必要または有益な費用に限り、当社は負担します。ただし、保険金額（注2）から第7条（支払保険金の計算）の保険金の額を差し引いた額を限度とします。

(2) 第11条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定は、本条(1)の規定による負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第11条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定中「第6条（損害の額の決定）の規定による損害の額」とあるのは「それぞれの保険契約または共済契約の保険金額の合計額からそれぞれの保険契約または共済契約によって支払うべき保険金または共済金の合計額を差し引いた額または本条(1)に規定する当社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。ただし、それぞれの保険契約または共済契約の保険金額の合計額が保険価額を超える場合は、「第6条（損害の額の決定）の規定による損害の額」とあるのは「保険価額からそれぞれの保険契約または共済契約によって支払うべき保険金または共済金の合計額を差し引いた額または本条(1)に規定する当社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。

(注1) 保険金が支払われない場合には、免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を含みません。

(注2) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

第13条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗難にあった保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なくその旨を当社に通知しなければなりません。

第14条（支払保険金の限度）

当社が、この特約により保険金を支払った場合においても、保険金額は減額されません。ただし、保険期間中事故が2回以上発生しても、当社が支払う保険金の額は、通算して保険金額をもって限度とします。

第15条（残存物および盗難品の所有権について）

(1) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社が所有権を取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者が有するものとします。

(2) 盗難にあった保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、回収するために支出した費用を除き、盗難の損害はなかったものとみなします。

(3) 保険の対象が盗難にあった場合に、当社が保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗難にあった保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

(4) 本条(3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（注）を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(5) 本条(2)または(4)の場合においても、被保険者は、回収されるまでの間

に発生した保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害の額は第6条（損害の額の決定）の規定によって決定します。

（注）支払を受けた保険金に相当する額は、第12条（損害防止費用）(1)の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第16条（普通保険約款の不適用）

普通保険約款基本条項第3条（保険責任のおよぶ地域）、第12条（被保険者による保険契約の解約請求）、第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）、第19条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）および第20条（先取特権）の規定は適用しません。

第17条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 基本条項第21条（保険金の請求）(5)の規定中「本条(2)」とあるのは、「この特約第9条（保険金の請求の特則）(2)」
- ② 基本条項第21条（保険金の請求）(6)の規定中「本条(2)、(3)もしくは(5)の書類」とあるのは「本条(3)もしくは(5)もしくはこの特約第9条（保険金の請求の特則）(2)の書類」
- ③ 基本条項第22条（保険金の支払）(注1)の規定中「第21条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続き」とあるのは「第21条（保険金の請求）(3)およびこの特約第9条（保険金の請求の特則）(2)の規定による手続き」
- ④ 基本条項第24条（時効）の規定中「第21条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第9条（保険金の請求の特則）(1)に定める時」

第18条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表（第9条（保険金の請求の特則）(2)関係）

保険金請求書類

提出書類

(1)保険金請求書
(2)保険証券
(3)当社の定める事故状況報告書
(4)公の機関（注1）の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限ります。
(5)保険の対象の損害の程度を証明する書類
(6)被保険者の印鑑証明書
(7)委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
(8)その他当社が普通保険約款基本条項第22条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）公の機関については、やむを得ない場合、第三者とします。

（注2）委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

(24) 新価保険特約（生活用動産補償特約用）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、生活用動産補償特約「用語の説明」、生活用動産補償（実損補償型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
せ	生活用動産特約	生活用動産補償特約または生活用動産補償（実損補償型）特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、生活用動産特約が適用される場合で、かつ、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（損害の額の決定）

この保険契約については、生活用動産特約第6条（損害の額の決定）の規定にかかわらず、当社が同特約第2条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損害の額は、保険の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が発生した保険の対象の損傷を修理することができるときには、再調達価額を限度とし、次の算式によって損害の額を算出します。

$$\boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額}}$$

第3条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

当社は、この特約により、生活用動産特約第11条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定にかかわらず、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのない他の保険契約等があるときは、次の算式によって算出した額を同特約第2条（保険金を支払う場合）の保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額（注1）を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額（注2)}} - \boxed{\text{再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのない他の保険契約等によって支払われるべき保険金または共済金の支払額の合計額}}$$

（注1）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した当社が支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第4条（生活用動産補償特約の不適用）

生活用動産補償特約第6条（損害の額の決定）および第7条（支払保険

金の計算) (2)の規定は適用しません。

第5条（生活用動産補償特約の読み替え）

この特約については、生活用動産補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第7条（支払保険金の計算）(1)の規定中「保険価額」とあるのは「再調達価額」
- ② 第12条（損害防止費用）(2)の規定中「第7条（支払保険金の計算）(2)および第11条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定」とあるのは「第11条（他の保険契約等がある場合の取扱い）およびこの特約第3条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定」、「保険価額」とあるのは「再調達価額」
- ③ 第12条（損害防止費用）(注2)の規定中「保険価額」とあるのは「再調達価額」
- ④ 第15条（残存物および盗難品の所有権について）(3)の規定中「保険価額」とあるのは「再調達価額」
- ⑤ 第15条（残存物および盗難品の所有権について）(5)の規定中「第6条（損害の額の決定）の規定」とあるのは「この特約第2条（損害の額の決定）の規定」

第6条（生活用動産補償（実損補償型）特約の不適用）

生活用動産補償（実損補償型）特約第6条（損害の額の決定）の規定は適用しません。

第7条（生活用動産補償（実損補償型）特約の読み替え）

この特約については、生活用動産補償（実損補償型）特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第7条（支払保険金の計算）の規定中「保険価額」とあるのは「再調達価額」
- ② 第12条（損害防止費用）(2)の規定中「第11条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定」とあるのは「第11条（他の保険契約等がある場合の取扱い）およびこの特約第3条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定」、「保険価額」とあるのは「再調達価額」
- ③ 第12条（損害防止費用）(注2)の規定中「保険価額」とあるのは「再調達価額」
- ④ 第15条（残存物および盗難品の所有権について）(3)の規定中「保険価額」とあるのは「再調達価額」
- ⑤ 第15条（残存物および盗難品の所有権について）(5)の規定中「第6条（損害の額の決定）の規定」とあるのは「この特約第2条（損害の額の決定）の規定」

第8条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、生活用動産特約および普通保険約款の規定を準用します。

（25）疾病による学業費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、学業費用補償特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
い	医学上因果関係がある疾病	医学上重要な関係にある一連の疾患をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の疾患として取り扱います。例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
し	疾病	扶養者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
	疾病学業費用補償継続契約	疾病学業費用補償保険契約の満期日（注）を始期日とする疾病学業費用補償保険契約をいいます。 (注) 満期日は、その疾病学業費用補償保険契約の満期日前に解除または解約されていた場合、その解除日または解約日とします。また、保険責任の終期の時刻が午後12時の場合には、「満期日の翌日」と読み替えます。
	疾病学業費用補償初年度契約	疾病学業費用補償継続契約以外の疾病学業費用補償保険契約をいいます。
	疾病学業費用補償保険契約	この特約が適用される保険契約をいいます。
	疾病学資費用保険金額	第5条（疾病学資費用保険金の計算）(1)に規定する損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の疾病学資費用保険金額をいいます。
	疾病進学費用保険金額	第6条（疾病進学費用保険金の計算）(1)に規定する損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の疾病進学費用保険金額をいいます。
は	発病	扶養者以外の医師が診断した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。
ふ	扶養不能状態	第2条（保険金を支払う場合）(1)に該当する状態をいいます。
ほ	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、疾病学資費用保険金および疾病進学費用保険金をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、学業費用補償特約が適用される場合で、かつ、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1)当社は、学業費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかわらず、扶養者が疾病を発病し、その直接の結果として、死亡したことにより被保険者を扶養できない状態となった場合には、それによって被保険者が被った損害に対して、この特約、学業費用補償特約および普通保険約款基本条項の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。
- (2)本条(1)の規定にかかわらず、当社が学業費用補償特約により保険金を支

払うべき傷害に起因する疾病に対しては保険金を支払いません。

第3条（保険期間と支払責任の関係）

- (1)当社は、扶養者が保険期間中に扶養不能状態になった場合に限り、保険金を支払います。
- (2)本条(1)の規定にかかわらず、この疾病学業費用補償保険契約が疾病学業費用補償初年度契約である場合において、扶養不能状態の原因となった疾病（注）を発病した時が保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。
- (3)本条(1)の規定にかかわらず、この疾病学業費用補償保険契約が疾病学業費用補償継続契約である場合において、扶養不能状態の原因となった疾病（注）を発病した時が、この保険契約が継続されてきた疾病学業費用特約付初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

(注) 疾病には、その疾病と医学上因果関係がある疾病を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した疾病的直接の結果として、扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）、被保険者または扶養者の故意または重大な過失
 - ② 本条(1)①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
 - ③ 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ④ 扶養者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、この規定を適用しません。
 - ⑤ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動
 - ⑦ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ 本条(1)⑥もしくは⑦の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 - ⑨ 本条(1)⑦以外の放射線照射または放射能汚染

- (2)当社は、扶養者が扶養不能状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合には、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第5条（疾病学資費用保険金の計算）

- (1)当社は、扶養者が扶養不能状態となり、被保険者が支払対象期間中に発生した学資費用を負担したことによって被った損害に対して、疾病学資費用保険金を被保険者に支払います。
- (2)本条(1)の学資費用は、被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間に毎年必要となる費用（注）をいいます。
- (3)疾病学資費用保険金の支払額は、支払対象期間中のそれぞれの支払年度について、疾病学資費用保険金額を限度とします。

(注) 在学期間に毎年必要となる費用とは、授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等をいいます。

第6条（疾病進学費用保険金の計算）

- (1)当社は、扶養者が扶養不能状態となり、被保険者が支払対象期間中に発生した進学費用を負担したことによって被った損害に対して、疾病進学費用保険金を被保険者に支払います。
- (2)本条(1)の進学費用は、被保険者が進学する際に、進学する学校に納付する費用のうち、第5条（疾病学資費用保険金の計算）(2)の学資費用以外の費用（注）をいいます。
- (3)疾病進学費用保険金の支払額は、支払対象期間を通じて疾病進学費用保険金額を限度とします。

(注) 学資費用以外の費用とは、入学金、納付が義務付けられている寄付金等をいいます。

第7条（保険金の請求の特則－疾病による学業費用）

普通保険約款基本条項第21条（保険金の請求）(1)および学業費用補償特約第9条（保険金の請求の特則）(1)の規定にかかわらず、当社に対するこの特約の保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害が発生した時から発生し、これ行使することができるものとします。

第8条（学業費用補償特約の不適用）

学業費用補償特約第12条（普通保険約款の読み替え）①および⑤の規定は適用しません。

第9条（契約時の告知に関する特則）

- (1)当社は、保険契約締結の際、保険契約者から告げられた告知事項について、必要に応じ、事実の調査を行い、また、扶養者になる者に対して当社の指定する医師の診断を求めるることができます。
- (2)普通保険約款基本条項第4条（契約時に告知いただく事項－告知義務）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合には、扶養者の身体障害の発生の有無については、告知事項とはしません。
- (3)本条(2)の規定にかかわらず、初年度契約の後にこの保険契約の支払条件について当社の保険責任を加重する場合には、扶養者の身体障害の発生の有無について、告知事項とします。この場合において、普通保険約款基本条項第4条（契約時に告知いただく事項－告知義務）(2)の規定を適用するときは、当社は、この保険契約のうち当社の保険責任を加重した部分についてのみ解除することができます。

第10条（普通保険約款の読み替え）

- (1)この特約については、普通保険約款基本条項第2条（保険料の払込方法）(2)の規定を次のとおり読み替えて適用します。
「
- (2)当社は、保険期間が開始した場合においても、次のいずれかに該当する扶養不能状態については、保険金を支払いません。
- ① この疾病学業費用補償保険契約の保険期間の開始時から保険料領収までの期間中に発病した疾病（注）による扶養不能状態
- ② この疾病学業費用補償保険契約の保険期間の開始時から保険料領収までの期間中に始まった扶養不能状態
- ③ 扶養者が疾病（注）を発病した時が、その発病した時の疾病学業費用補償保険契約の保険期間の開始時から、その疾病学業費用補償保険契約の保険料領収までの期間中であった場合は、その疾

病（注）によってその疾病学業費用補償保険契約の疾病学業費用

補償継続契約の保険期間中に始まった扶養不能状態

（注）疾病には、その疾病と医学上因果関係がある疾病を含みます。」

（2）この特約については、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4条（契約時に告知いただく事項－告知義務）（3）③の規定中「事故によって傷害、損失または損害を被る前に」とあるのは「疾病を発病する前または扶養不能状態になる前に」
- ② 第4条（契約時に告知いただく事項－告知義務）（4）の規定中「事故が発生した後」とあるのは「扶養不能状態となった後」
- ③ 第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）（1）①の規定中「事故」とあるのは「疾病」
- ④ 第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）（4）の規定中「事故の発生した後」とあるのは「扶養不能状態となった後」、「事故による損失または損害」とあるのは「発病した疾病による損害」
- ⑤ 第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・通知義務の場合）（7）の規定中「発生した事故による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した疾病による損害」
- ⑥ 第22条（保険金の支払）（1）①および③の規定中「事故」とあるのは「疾病」
- ⑦ 第24条（時効）の規定中「第21条（保険金の請求）（1）に定める時」とあるのは「この特約第7条（保険金の請求の特則－疾病による学業費用）に定める時」

第11条（学業費用補償特約の読み替え）

この特約については、学業費用補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い）（2）の規定中「学資費用保険金」とあるのは「疾病学資費用保険金」、「進学費用保険金」とあるのは「疾病進学費用保険金」
- ② 第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い）（注2）の規定中「第4条（学資費用保険金の計算）（2）に規定する学資費用および第5条（進学費用保険金の計算）（2）に規定する進学費用の額」とあるのは「この特約第5条（疾病学資費用保険金の計算）（2）に規定する学資費用およびこの特約第6条（疾病進学費用保険金の計算）（2）に規定する進学費用の額」
- ③ 第8条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被った場合」とあるのは「扶養不能状態になった場合」、「傷害の原因となった事故の発生の日」とあるのは「扶養不能状態になった日」、「事故発生の状況および傷害の程度」とあるのは「疾病の内容」
- ④ 別表の規定中「（3）当社の定める傷害状況報告書」とあるのは「（3）保険期間中に発病したことおよび疾病の内容を証明する扶養者以外の医師の診断書」

第12条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および学業費用補償特約の規定を準用します。

(26) 保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約（疾病による学業費用補償特約用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、疾病による学業費用補償特約が適用される場合で、かつ、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（保険期間と支払責任の関係の変更）

当社は、この特約により、疾病による学業費用補償特約第3条（保険期間と支払責任の関係）(3)の規定にかかわらず、この保険契約が疾病学業費用補償継続契約である場合において、扶養者が扶養不能状態の原因となった疾病（注）を発病した時が、その疾病により扶養不能状態となった日から保険契約の継続する期間を遡及して1年（保険期間が1年を超える保険契約の場合には2年となります。）以前であるときは、保険金を支払います。

（注）疾病には、その疾病と医学上因果関係がある疾病を含みます。

第3条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、学業費用補償特約および疾病による学業費用補償特約の規定を準用します。

(27) 緊急費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（五十音順）

	用語	説明
し	事故	第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故をいいます。
と	特定親族	次に該当する者をいいます。 ① 被保険者の父母（注1） ② 被保険者の兄弟姉妹（注2） (注1) 父母には、配偶者の父母を含みません。 (注2) 兄弟姉妹には、配偶者の兄弟姉妹、被保険者の兄弟姉妹の配偶者を含みません。
ひ	被保険者	この特約により補償を受ける者であって、保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ	保険金	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、緊急費用保険金をいいます。
	保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に、当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、特定親族が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、被保険者が葬儀に参列するために緊急に発生する費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款基本条項の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款傷害条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）(1)のいずれかに該当する事由によって発生した傷害の直接の結果として、特定親族が死亡した場合の第2条（保険金を支払う場合）の損害に対しては、保険金を支払いません。この場合においては、普通保険約款傷害条項の規定を次のとおり読み替えて適用するものとします。

- ① 第2条（保険金を支払わない場合—その1）(1)①の規定中「保険契約者（注1）、被保険者または被保険者の親権者もしくは後見人」とあるのは、「保険契約者（注1）、被保険者または特定親族」
- ② 普通保険約款傷害条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）(1)②の規定中「死亡保険金」とあるのは、「保険金」、「傷害保険金」とあるのは、「保険金」
- ③ 第2条（保険金を支払わない場合—その1）(1)③から⑧までの規定中「被保険者」とあるのは、「特定親族」
- ④ 普通保険約款傷害条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）(1)⑦の規定中「傷害保険金」とあるのは、「保険金」

第4条（支払保険金の計算）

当社が支払う保険金の額は、損害の額（注）とします。

（注）この特約における損害の額は、保険金額とします。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、支払限度額（注2）を超えるときは、当社は、次表に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払限度額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

（注1）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）支払限度額は、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額のうち最も高い支払責任額とします。

第6条（死亡の推定）

特定親族が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合また

は遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお特定親族が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、特定親族が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条（保険金を支払う場合）の損害が発生したことを知った場合は、事故発生の状況を損害が発生した日からその日を含めて30日以内に当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは特定親族の死体の検査を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 特定親族が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 本条(1)および(2)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、本条(1)および(2)のほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく本条(1)から(4)までの規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第8条（保険金の請求の特則）

- (1) 普通保険約款基本条項第21条（保険金の請求）(1)の規定にかかわらず、当社に対するこの特約の保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

第9条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当社は、第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定による通知または第8条（保険金の請求の特則）の規定による請求を受けた場合は、保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した特定親族の死体検査書の提出を求めることができます。
- (2) 本条(1)の規定による死体の検査のために要した費用（注）は、当社が負担します。
- (注) 費用には、収入の喪失を含みません。

第10条（普通保険約款の不適用）

普通保険約款基本条項第12条（被保険者による保険契約の解約請求）、第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）、第19条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）、第20条（先取特権）、第23条（当

社の指定する医師が作成した診断書等の要求) および第25条(代位)(2)から(4)までの規定は適用しません。

第11条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 基本条項第21条（保険金の請求）(5)の規定中「本条(2)」とあるのは、「この特約第8条（保険金の請求の特則）(2)」
- ② 基本条項第21条（保険金の請求）(6)の規定中「本条(2)、(3)もしくは(5)の書類」とあるのは「本条(3)もしくは(5)もしくはこの特約第8条（保険金の請求の特則）(2)の書類」
- ③ 基本条項第22条（保険金の支払）の(注1)の規定中「第21条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続き」とあるのは「第21条（保険金の請求）(3)およびこの特約第8条（保険金の請求の特則）(2)の規定による手続き」
- ④ 基本条項第24条（時効）の規定中「第21条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第8条（保険金の請求の特則）(1)に定める時」
- ⑤ 基本条項第25条（代位）(1)の規定中「この普通保険約款および特約に規定する傷害および損失」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害」

第12条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

別表（第8条（保険金の請求の特則）(2)関係）

保険金請求書類

提出書類

(1)保険金請求書
(2)保険証券
(3)当社の定める傷害状況報告書
(4)公の機関（注1）の事故証明書
(5)死亡した特定親族の死亡診断書または死体検案書
(6)被保険者の印鑑証明書
(7)死亡した特定親族の戸籍謄本
(8)被保険者と死亡した特定親族との血縁関係を証明する書類
(9)委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
(10)その他当社が普通保険約款基本条項第22条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 公の機関については、やむを得ない場合、第三者とします。

(注2) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

4. 保険料に関する特約

(28) 一般団体こども総合保険保険料分割払特約（猶予期間延長用）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(五十音順)

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
し	次回追加保険料払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。
	次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
せ	請求日	当社が追加保険料を請求した日をいいます。
つ	追加保険料払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	普通保険約款等	この保険契約に適用される普通保険約款および特約をいいます。
	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書記載の金額をいいます。
	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券記載の金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。ただし、当社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続きを行う最初の集金日の属する月の翌月末日までに払い込むことができます。

② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。
---------------	--------------------------

(2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

(3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第2回分割保険料の保険料払込期日が属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（保険料領収前の事故）

(1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当社は、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の第1回分割保険料の払込みを怠り、この保険契約の始期日から、第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が発生していた場合
- ② この保険契約の第1回分割保険料の払込みを怠り、この保険契約の始期日から、第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合
- ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約における第1回分割保険料の払込みを怠り、その保険契約の始期日から、その保険契約の第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合

(2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当社は、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が発生していた場合
- ② この保険契約の第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合
- ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約における第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合

(3) 本条(2)の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料

払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。

（注）この規定には、第5条（追加保険料領収前の事故）(4)③の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加保険料の払込方法）

(1)当社が第8条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、次表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 告知事項について告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の事実が発生したことにより危険増加が発生した場合で、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。
② 普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・通知義務の場合）(6)に定めるところに従い、追加保険料を請求したとき。	

(2)本条(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、第8条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加保険料	追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

(3)第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものみなします。

第5条（追加保険料領収前の事故）

(1)第4条（追加保険料の払込方法）(1)①の告知事項について告知した内容が事実と異なる場合の追加保険料を請求する場合において、普通保険約款等に定める当社からの保険契約の解除に関する規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生したこの保険契約で定める保険金支払事由またはその原因に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(2)第4条（追加保険料の払込方法）(1)①の通知義務の事実が発生したことにより危険増加が発生した場合の追加保険料を請求する場合において、普通保険約款等に定める当社からの保険契約の解除に関する規定によりこ

の保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生したこの保険契約で定める保険金支払事由またはその原因に対しても、普通保険約款等に従い、保険金または保険金額を削減して支払います。

(3) 第4条(追加保険料の払込方法)(1)(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生したこの保険契約で定める保険金支払事由またはその原因に対しても、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等に従い、保険金を支払います。

(4) 追加保険料が第4条(追加保険料の払込方法)(2)の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。

- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条(1)から(3)までの規定を適用します。
- ② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に発生したこの保険契約で定める保険金支払事由およびその原因に対しても、保険金を支払いません。
- ③ 本条(4)②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) この規定には、第3条(保険料領収前の事故)(3)の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条(死亡保険金支払の場合の保険料払込み)

保険料の払込みを完了する前に、死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料(注)のうち死亡保険金を支払うべき傷害を被ったことを支払事由とする保険金に対応する保険料の全額を一括して当社に払い込まなければなりません。

(注) 未払込分割保険料とは、分割保険料の総額から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、追加保険料がある場合は、追加保険料の総額および保険料総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいいます。

第7条(当社からの保険契約の解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険料払込期日(注1)の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日(注1)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがない場合
- ② 保険料払込期日(注1)までに、その保険料払込期日(注1)に払い

込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日（注3）までに、次回保険料払込期日（注3）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合

(2)本条(1)の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 本条(1)①による解除の場合は、その分割保険料（注2）を払い込むべき保険料払込期日（注1）または満期日のいずれか早い日

② 本条(1)②による解除の場合は、次回保険料払込期日（注3）または満期日のいずれか早い日

(注1) 保険料払込期日には、第4条（追加保険料の払込方法）(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合、追加保険料払込期日を含みます。

(注2) 分割保険料には、第4条（追加保険料の払込方法）(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合、分割追加保険料を含みます。

(注3) 次回保険料払込期日には、第4条（追加保険料の払込方法）(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合、次回追加保険料払込期日を含みます。

第8条（保険料の返還または追加保険料の請求）

普通保険約款等の規定により保険料を返還または追加保険料を請求すべき事由が発生した場合には、当社は、普通保険約款等の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

第9条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

（29）保険料支払に関する特約

第1条（保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続きを行いうる最初の集金日の属する月の翌月末日までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払い込まない場合で、次のいずれかに該当するときは、当社は、保険金を支払いません。

① 第1条（保険料の払込方法）の規定に従いこの保険契約の保険料を払い込まず、この保険契約の始期日から、保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が発生していた場合

② 第1条（保険料の払込方法）の規定に従いこの保険契約の保険料を払い込まず、この保険契約の始期日から、保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合

③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約における保険料を第1条（保険料の払込方法）の規定に従って払い込みず、その保険契約の始期日から、その保険契約の保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合

第3条（保険料不払の場合の当社からの保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

第3条（保険料不払の場合の当社からの保険契約の解除）の規定による解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

（30）保険料一般分割払特約（猶予期間延長用）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（五十音順）

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
し	次回追加保険料 払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。
	次回保険料払込 期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
せ	請求日	当社が追加保険料を請求した日をいいます。
つ	追加保険料払込 期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	普通保険約款等	この保険契約に適用される普通保険約款および特約をいいます。
	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書記載の金額をいいます。
	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券記載の金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合で、保険証券

にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

(2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

(3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるときは、第2回分割保険料の保険料払込期日が属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（保険料領収前の事故）

(1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当社は、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の第1回分割保険料の払込みを怠り、この保険契約の始期日から、第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が発生していた場合
- ② この保険契約の第1回分割保険料の払込みを怠り、この保険契約の始期日から、第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合
- ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約における第1回分割保険料の払込みを怠り、その保険契約の始期日から、その保険契約の第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合

(2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当社は、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が発生していた場合
- ② この保険契約の第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合
- ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続

した継続契約のいずれかの保険契約における第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合

(3)本条(2)の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) この規定には、第5条（追加保険料領収前の事故）(4)③ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加保険料の払込方法）

(1)当社が第8条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、次表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 告知事項について告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の事実が発生したことにより危険増加が発生した場合で、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。
② 普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・通知義務の場合）(6)に定めるところに従い、追加保険料を請求したとき。	

(2)本条(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、第8条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加保険料	追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

(3)第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

第5条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)①の告知事項について告知した内容が事実と異なる場合の追加保険料を請求する場合において、普通保険約款等に定める当社からの保険契約の解除に関する規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生したこの保険契約で定める保険金支払事由またはその原因に対しても、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)①の通知義務の事実が発生したことにより危険増加が発生した場合の追加保険料を請求する場合において、普通保険約款等に定める当社からの保険契約の解除に関する規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生したこの保険契約で定める保険金支払事由またはその原因に対してもは、普通保険約款等に従い、保険金または保険金額を削減して支払います。
- (3) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生したこの保険契約で定める保険金支払事由またはその原因に対してもは、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等に従い、保険金を支払います。
- (4) 追加保険料が第4条（追加保険料の払込方法）(2)の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。
- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条(1)から(3)までの規定を適用します。
- ② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に発生したこの保険契約で定める保険金支払事由およびその原因に対してもは、保険金を支払いません。
- ③ 本条(4)②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

（注）この規定には、第3条（保険料領収前の事故）(3)の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

保険料の払込みを完了する前に、死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料（注）のうち死亡保険金を支払うべき傷害を被ったことを支払事由とする保険金に対応する保険料の全額を一括して当社に払い込まなければなりません。

(注) 未払込分割保険料とは、分割保険料の総額から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、追加保険料がある場合は、追加保険料の総額および保険料総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第7条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険料払込期日（注1）の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
 - ② 保険料払込期日（注1）までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日（注3）までに、次回保険料払込期日（注3）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
- (2) 本条(1)の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
- ① 本条(1)①による解除の場合は、その分割保険料（注2）を払い込むべき保険料払込期日（注1）または満期日のいずれか早い日
 - ② 本条(1)②による解除の場合は、次回保険料払込期日（注3）または満期日のいずれか早い日
- (注1) 保険料払込期日には、第4条（追加保険料の払込方法）(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合、追加保険料払込期日を含みます。
- (注2) 分割保険料には、第4条（追加保険料の払込方法）(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合、分割追加保険料を含みます。
- (注3) 次回保険料払込期日には、第4条（追加保険料の払込方法）(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合、次回追加保険料払込期日を含みます。

第8条（保険料の返還または追加保険料の請求）

普通保険約款等の規定により保険料を返還または追加保険料を請求すべき事由が発生した場合には、当社は、普通保険約款等の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

第9条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

（31）保険料クレジットカード払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
<	クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
	クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。
ふ	普通保険約款等	この保険契約に適用される普通保険約款および特約をいいます。

ほ	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭で、契約内容変更時の追加保険料を含みます。
---	-----	---

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

保険契約者は、保険料をクレジットカードによって払い込むことができるものとします。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 第2条（保険料の払込方法）の規定により保険契約者がクレジットカードによって保険料を払い込む場合、当社は、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時（注）以後、普通保険約款等に定める保険料領収前に発生した保険金支払事由または保険金支払事由の原因の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本条(1)の規定を適用しません。
- ① 当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合。
ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして本条(1)の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合
(注) クレジットカードによる保険料の払込みを承認した時は、保険期間の開始前に承認した場合、保険期間の開始した時とします。

第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、本条(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第3条（保険料領収前の事故）(1)の規定を適用します。

第5条（保険料の返還等の特則）

普通保険約款等に定める保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定により、当社が保険料を返還する場合には、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認した後に、保険契約者に対し保険料を返還します。ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）(2)の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかる保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。

第6条（当社からの保険契約の解除）

- (1)当社は、保険契約者が第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）(2)の保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)本条(1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

（32）初回保険料口座振替特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（五十音順）

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
し	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
	初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	普通保険約款等	この保険契約に適用される普通保険約款および特約をいいます。
	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券記載の金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
- ② 次のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア. この保険契約の締結および保険契約者から当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出が、始期日の属する月の前月末日までになされること。
 - イ. 保険契約者が、この保険契約の締結および当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出を当社所定の連絡先に行うこと。

第2条（保険料の払込方法）

- (1)保険契約者は、保険料払込期日に、口座振替によって初回保険料を払い込むことができます。
- (2)本条(1)の場合、保険契約者は、保険料払込期日の前日までに初回保険料

相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

- (3)保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、保険料払込期日に初回保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1)保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2)当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、普通保険約款等に定める保険料領収前に発生した保険金支払事由または保険金支払事由の原因の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3)本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合で、次のいずれかに該当するときには、当社は、保険金を支払いません。
- ① この保険契約の始期日から、初回保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が発生していた場合
 - ② この保険契約の始期日から、初回保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合
 - ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約の始期日から、その保険契約の初回保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合
- (4)本条(3)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、保険料が分割して払い込まれるときは、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第4条（保険料領収前の保険金支払）

- (1)第3条（保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が初回保険料の払込み前に発生したこの保険契約で定める保険金支払事由に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2)本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約で定める保険金支払事由の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその保険金支払事由に対して保険金を支払います。
- (3)本条(2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第5条（当社からの保険契約の解除）

- (1)当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保

険契約を解除することができます。

- (2)本条(1)の規定は、この保険契約に適用される保険料を分割して払い込むことを定める特約または長期保険特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3)本条(1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

（33）初回保険料払込取扱票・請求書払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（五十音順）

	用語	説明
し	初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
は	払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。
ふ	普通保険約款等	この保険契約に適用される普通保険約款および特約をいいます。
ほ	保険料払込期日	始期日の属する月の翌月末日をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が、この保険契約の申込みを当社所定の連絡先に行う場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1)保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回保険料を払い込むことができます。
- ① 保険料払込期日までに、保険契約締結後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。
- ② 保険料払込期日までに、本条(1)①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2)本条(1)①により初回保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1)保険料払込期日までに初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2)当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、普通保険約款等に定める保険料領収前に発生した保険金支払事由または保険金支払事由の原因の取扱いに関する規定

を適用しません。

(3)本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当する場合は、当社は、保険期間が始まった後でも保険金を支払いません。

- ① この保険契約の初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、この保険契約の始期日から、初回保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が発生していた場合
- ② この保険契約の初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、この保険契約の始期日から、初回保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合
- ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約においてその保険契約の初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その保険契約の始期日から、その保険契約の初回保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が発生していた場合

第4条（保険料領収前の保険金支払）

- (1)第3条（保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2)本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約で定める保険金支払事由の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその保険金支払事由に対して保険金を支払います。
- (3)本条(2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第5条（当社からの保険契約の解除）

- (1)当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)本条(1)の規定は、この保険契約に適用される保険料を分割して払い込むことを定める特約または長期保険特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3)本条(1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

(34) 初回追加保険料払込取扱票・請求書 払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(五十音順)

	用語	説明
し	初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。
つ	追加保険料払込期日	変更確認書記載の追加保険料払込期日をいいます。
は	払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。
ふ	普通保険約款等	この保険契約に適用される普通保険約款および特約をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者または被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件の変更の申出を当社所定の連絡先に行う場合で、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに適用されます。

第2条（追加保険料の払込方法）

- (1) 契約内容を変更する場合において、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回追加保険料を払い込むことができます。
- ① 追加保険料払込期日までに、訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件の変更の申出の承認後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。
- ② 追加保険料払込期日までに、本条(1)①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2) 本条(1)①により初回追加保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が追加保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回追加保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、訂正の申出および通知事項の通知以外の事由による契約条件の変更の申出については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。

第3条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回追加保険料を払い込んだ場合には、普通保険約款等に定める追加保険料領収前に発生した保険金支払事由または保険金支払事由の原因の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が訂正の申出の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月

の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に発生した保険金支払事由または保険金支払事由の原因に対しては、保険金を支払いません。

- (4)本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が通知事項の通知の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に発生した保険金支払事由または保険金支払事由の原因に対しては、普通保険約款等の規定に従い、保険金または保険金額を削減して支払います。
- (5)本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が訂正の申出および通知事項の通知以外の事由による保険契約の条件の変更の申出を承認する場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に発生した保険金支払事由または保険金支払事由の原因に対しては、契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等に従い、保険金を支払います。

第4条（追加保険料領収前の保険金支払）

- (1)第3条（追加保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2)本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約で定める保険金支払事由の発生の日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその保険金支払事由に対して保険金を支払います。
- (3)本条(2)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、次に定める保険金の額の返還を請求することができます。
- ① 第3条（追加保険料領収前の事故）(3)の規定に従い、保険金を支払わない場合は、既に支払った保険金の全額
 - ② 第3条（追加保険料領収前の事故）(4)の規定に従い、保険金または保険金額を削減して支払うべき場合は、既に支払った保険金の額からその支払うべき保険金の額を差し引いた残額
 - ③ 第3条（追加保険料領収前の事故）(5)の規定に従い、契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払うべき場合は、既に支払った保険金の額からその支払うべき保険金の額を差し引いた残額

第5条（当社からの保険契約の解除）

- (1)当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)本条(1)の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

5. その他の特約

(35) 長期保険特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
ほ	保険年度	初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日から1年間をいいます。 ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、始期日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。 なお、最終の保険年度については満期日を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券記載の保険期間が1年を超える場合で、かつ、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・通知義務の場合）

- (1)普通保険約款基本条項第4条（契約時に告知いただく事項－告知義務）の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (2)職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が発生した時以降の期間（注4）に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (3)当社は、保険契約者が本条(1)または(2)の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（注5）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)本条(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、本条(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5)本条(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、本条(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に発生した事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (6)本条(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (7)本条(6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に

対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料を領収する前に発生した事故による傷害、損失または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(注1) 職業または職務の変更の事実とは、普通保険約款基本条項第5条（契約後に通知いただく事項一通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前料率とは、変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後料率とは、変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注4) 職業または職務の変更の事実が発生した時以降の期間とは、保険契約者または普通保険約款傷害条項の被保険者の申出に基づく、普通保険約款基本条項第5条（契約後に通知いただく事項一通知義務）(1)または(2)の変更の事実が発生した時以降の期間をいいます。

(注5) 追加保険料の払込みを怠った場合とは、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合をいいます。

第3条（保険料の返還一無効または失効の場合）

(1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、普通保険約款基本条項第7条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対する保険料を返還します。ただし、普通保険約款傷害条項第4条（死亡保険金の計算）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、当社は、失効した日の属する保険年度末までの期間に対する保険料については、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還一無効または失効の場合）(2)ただし書の規定を適用します。

(3) 普通保険約款育英費用条項または普通保険約款に適用される学校管理下外の倍額支払に関する特約が失効した場合には、当社は、別に定めるところにより計算した保険料を保険契約者に返還します。

第4条（保険料の返還一取消しの場合）

普通保険約款基本条項第9条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第5条（保険料の返還一解除または解約の場合）

(1) 普通保険約款基本条項第4条（契約時に告知いただく事項一告知義務）(2)、第5条（契約後に通知いただく事項一通知義務）(6)もしくは第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(1)またはこの特約第2条（保険料の返還または追加保険料の請求一告知義務・通知義務の場合）(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対する保険料を返還します。

(2) 普通保険約款基本条項第10条（保険契約者からの保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合には、当社は、未経過期間に対する保険料を返還します。

(3) 普通保険約款基本条項第11条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）(2)の規定により、当社がこの保険契約を解除（注）した場合には、当社は、未経過期間に対する保険料を返還します。

(4) 普通保険約款基本条項第12条（被保険者による保険契約の解約請求）(2)の規定により、保険契約者が保険契約を解約（注）した場合には、当社は、未経過期間に対する保険料を返還します。

(5) 普通保険約款基本条項第12条（被保険者による保険契約の解約請求）

(3)の規定により、被保険者が保険契約を解約（注）した場合には、当社は、未経過期間に対する保険料を返還します。

（注）解除または解約する範囲は、その被保険者に係る部分とします。

第6条（保険料率の改定の場合）

保険期間の中途において、当社がこの保険に適用されている保険料率を改定した場合においても、この保険契約の保険料の変更ならびに返還および追加保険料の請求は行いません。

第7条（普通保険約款の不適用）

普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還または追加保険料の請求一告知義務・通知義務の場合）から第17条（保険料の返還一解除または解約の場合）までの規定は適用しません。

第8条（普通保険約款等の読み替え）

この保険契約については、普通保険約款傷害条項を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4条（死亡保険金の計算）(1)の規定中「既に支払った後遺障害保険金がある場合は」とあるのは「その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は」
- ② 第5条（後遺障害保険金の計算）(6)の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「それぞれの保険年度ごとに」

第9条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

（36）共同保険に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
ひ	引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約が引受保険会社による共同保険契約である場合に適用されます。

第2条（引受保険会社の独立責任）

この保険契約の引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行

います。

- ① 保険申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る契約内容変更の手続きの完了に係る書類の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 被保険者その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他本条①から⑨までの事務または業務に付隨する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第3条（幹事保険会社の行う事項）に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

第6部

返還保険料の
お取扱いについて

返還保険料のお取扱いについて

「用語の説明」

用語	説明
解約	保険契約者からの解約 保険契約者からのお申出によるご契約の解約をいいます（中途更改のための全部解約を除きます。）。
	被保険者からの解約 普通保険約款またはご契約にセットされる特約の規定に基づく被保険者からのお申出によるご契約の解約をいいます。
	中途更改のための全部解約 保険契約者からのお申出によるご契約の解約であって、その解約日を始期日として、現在のご契約と同一の保険契約者による新しいご契約を締結いただく場合をいいます。
	中途脱退 被保険者数の減少をいいます。
解除	当社が、普通保険約款またはご契約にセットされる特約の規定により行うご契約の解除をいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。
失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
長期契約	保険期間が1年超のご契約をいいます。
月割	期間の月数に応じて定める割合をいいます。
期間	保険期間 ご契約の保険証券に記載された保険期間をいいます。
	既経過期間 ご契約の始期日から、解約日、解除日または失効日までの期間をいいます。
未払込保険料	解約、解除または失効時点において払込みいただいている保険料・分割保険料をいいます。
一般団体	当社が定める基準を満たす団体契約（被保険者数が2名以上の契約）をいいます。

ご注意

- ◆返還保険料は補償項目別に計算し、1円位を四捨五入して10円単位とします。
- ◆期間に含まれる日数の計算にあたっては、その期間の初日の翌日を起算日とします。
- ◆保険料から次ページに記載された計算方法に従って算出される金額を差し引いた額が最低保険料を下回る場合は、最低保険料との差額を差し引いて返還保険料をお支払いします。また、払込保険料が最低保険料を下回る場合は、最低保険料との差額を保険契約者に請求します（分割払契約の場合および中途更改に伴う保険料返還の場合を除きます。）。
- ◆解約時または解除時に未払込保険料（解約・解除時点において払い込まれていない保険料）がある場合には、次ページに記載された計算方法に従って算出される金額から、未払込保険料相当額を差し引いて返還保険料をお支払いします。なお、未払込保険料の額が返還保険料の額を上回る場合は、その差額を保険契約者に請求します。
- ◆ご契約が無効、失効または取消しとなる場合の返還保険料については、以下をご覧ください。

○無効または失効となる場合

普通保険約款第4章基本条項第15条

○取消しの場合

普通保険約款第4章基本条項第16条

区分	払込方法	一時払	分割払
解約	保険契約者からの解約	月割	月割
	被保険者からの解約	月割	月割
	中途更改のための全部解約	月割	月割
	中途脱退	月割	月割
解除	告知義務に関する規定による解除	月割	月割
	通知義務の規定による解除	月割	月割
	重大事由による解除	月割	月割
	追加保険料不払による解除	月割	月割
	分割保険料不払による解除		月割

※上記は、保険期間が1年以下のご契約の場合の内容です。

長期契約の場合の取扱いについては、代理店・扱者または当社までお問合せください。

なお、返還保険料の具体的な金額や、ご不明な点については、代理店・扱者または当社までお問合せください。

日常生活に役立つさまざまなサービスを専用ダイヤルでご提供します。

健康・医療

年中無休24時間対応

- 健康・医療相談(医師相談は一部予約制)
- 医療機関総合情報提供
- 診断サポートサービス(各種人間ドック機関紹介等)
- 三大疾病セカンドオピニオン情報提供
- 女性医師情報提供、女性医師相談(医師相談は一部予約制)

介護

年中無休24時間対応

- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談
- 公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談
- 認知症に関する情報提供と悩み相談

暮らしの相談

平日14:00~17:00

- 暮らしのトラブル相談(法律相談) ■暮らしの税務相談
弁護士・税理士との相談は予約制

お客様の行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、当社保険に関連するご相談は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

情報提供・紹介サービス

平日10:00~17:00

- 子育て相談(12才以下)
- 暮らしの情報提供(冠婚葬祭、ボランティア情報)
- 安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

サービス専用ダイヤル **0120-033-939**(無料)

健康・介護
ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL : https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

※当社ホームページから確認いただくことも可能です。

当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)→ケガの保険→健康・介護ステーション

*ご利用時には、お名前、ご契約されている保険の種類、証券番号をお知らせください。

*平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。

*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。

*本サービスは、当社提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

万一、事故が起こった場合は

代理店・扱者または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事 故 は いち早く

0120-258-189 (無料)

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

(お客さまデスク) 0120-632-277(無料)

東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館

電話受付時間 平日 9:00~20:00 土日・祝日 9:00~17:00

(年末年始は休業させていただきます)

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00~19:00になります。

<https://www.ms-ins.com>

V6183

2019.6

TJ

証券番号 N E 8 0 7 9 5 8 5 3

特約コード：KG

傷害医療費用保険金支払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
一部負担金	法令などの規定により治療料金の一部を被保険者が負担するものをいいます。
差額ベッド代	被保険者以外の医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
転院	入院している患者が治療・検査を受けるために、被保険者以外の医師の指示によって他の病院に移ることをいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、傷害医療費用保険金をいいます。
保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。（免責金額は被保険者の自己負担となります。）
労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号） ② 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号） ③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号） ④ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が普通保険約款傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として治療を受けた場合は、次のいずれかに該当する被保険者が負担した費用で社会通念上妥当な金額を、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金として被保険者に支払います。ただし、事故の発生の日からその日を含めて365日を経過した後の費用に対しては保険金を支払いません。

- ① 被保険者が治療のために病院等^(注1)に支払った費用^(注2)
 - ② 入院、転院または退院のための被保険者に係る移送費および交通費
 - ③ 被保険者以外の医師の指示により行った治療に関わる費用、被保険者以外の医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他被保険者以外の医師が必要と認めた費用
- (2)(1)の費用のうち次のいずれかに該当する給付等がある場合はその額を、被保険者が負担した費用から差し引くものとします。
- ① 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療に関する給付^(注3)
 - ② 被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金
 - ③ 被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付^(注4)

(注1) 病院等

病院または診療所をいいます。

(注2) 病院等に支払った費用

公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッド代およびその他被保険者が病院等^(注1)に支払った費用をいいます。

(注3) 治療に関する給付

公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」）を含みます。

(注4) 被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付

他の保険契約等により支払われた保険金を除きます。

第2条（支払保険金）

(1) 1回の事故につき当社が支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{第1条（保険金を支払う場合）}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(2)(1)の規定にかかわらず、当社が支払う保険金の額は、1回の事故につき保険金額を

もって限度とします。

第3条（被保険者による特約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との間に別段の合意がある場合を除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約^(注)を解除することを求めることができます。
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当社に対する通知をもって、この特約^(注)を解除しなければなりません。

(注) 特約

その被保険者に係る部分に限ります。

第4条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 他の保険契約等の有無および内容^(注)について遅滞なく当社に通知すること。
- ③ ①および②のほか、当社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつた場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第5条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時または事故の発生の日からその日を含めて365日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使する

ことができるものとします。

(2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 当社の定める傷害状況報告書
- ② 公の機関^(注1)の事故証明書
- ③ 治療日、治療日数および傷害の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書
- ④ 第1条(保険金を支払う場合)の費用を支払ったことを示す領収証
- ⑤ 被保険者の印鑑証明書
- ⑥ 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- ⑦ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
- ⑧ その他当社が普通保険約款基本条項第22条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注2)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注2)または②以外の3親等内の親族
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5)当社は、事故の内容、傷害の程度または費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 公の機関

やむを得ない場合には、第三者とします。

(注2) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

第6条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が費用の額^(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額 ^(注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 費用の額

第1条（保険金を支払う場合）の費用の額をいいます。

第7条（代位）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）の費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が費用の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)の債権

の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第8条（普通保険約款および他の特約で支払われる保険金との関係）

当社は、1回の事故であると否とを問わず、傷害保険金またはこの保険契約に付帯される他の特約により支払われる保険金^(注)とこの特約の保険金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(注) この保険契約に付帯される他の特約により支払われる保険金

他の保険契約等により支払われる保険金または共済金を除きます。

第9条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款基本条項第19条（当社による解決）および同条項第20条（先取特権）の規定は適用しません。

第10条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 傷害条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）、同条項第3条（保険金を支払わない場合—その2）、基本条項第5条（職業または職務の変更に関する通知義務）(3)、(4)および(7)ならびに同条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(5)の規定中「傷害保険金」とあるのは「保険金」
- ② 基本条項第2条（保険料の払込方法）および同条項第14条(7)の規定中「生じた事故による傷害、損失または損害に対しては」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）(1)に該当したことにより発生した費用に対しては」
- ③ 基本条項第17条（保険料の返還－解除の場合）(4)の規定中「第12条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定」とあるのは「この特約第3条（被保険者による特約の解除請求）(2)の規定」

- ④ 基本条項第22条（保険金の支払時期）（注1）の規定中「第21条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「この特約第5条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続」
- ⑤ 基本条項第23条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）の規定中「第18条（事故発生時の義務）の規定による通知または第21条（保険金の請求）の規定による請求」とあるのは「この特約第4条（事故の通知）の規定による通知またはこの特約第5条（保険金の請求）の規定による請求」
- ⑥ 基本条項第24条（時効）の規定中「第21条（保険金の請求）（1）に定める時」とあるのは「この特約第5条（保険金の請求）（1）に定める時」

第11条（学校管理下中対象外特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に学校管理下中対象外特約が付帯された場合には、当社は、この特約により、被保険者が、被保険者の在籍する学校の管理下にある間に、普通保険約款傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、第1条（保険金を支払う場合）の規定により支払われる保険金を支払いません。

第12条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。